

平成19年度 第7回

青梅市教育委員会定例会会議録

日時 平成19年8月23日(木)午後1時30分
場所 青梅市教育センター会議室

第7回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成19年8月23日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

1 教育委員長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

4 協議事項

5 議案審議

議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第10号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

議案第11号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について[追加議案]

6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

1 平成18年度教育費決算について

2 平成19年度教育費補正予算について

3 平成19年度教育施設設備の進捗状況について（施設課）

4 青梅市立小学校施設のあり方についてのアンケートの実施について（施設課）[取り下げ]

5 平成18年度青梅市学校給食会会計決算について（学校給食センター）

6 青梅市文化財保護条例施行規則の一部改正について（郷土博物館管理課）

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）

イ 青梅市美術館運営委員会会議録（美術館管理課）

(2) 事業等実施予定

ア 第42回青梅マラソン大会出場者募集要項について（体育課）

イ 第18回青梅市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルについて（体育課）

(3) 事業等実施結果

ア 第41回東京都市町村総合体育大会の結果について（体育課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市総合長期計画後期基本計画の策定について
- 2 青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の制定について（総務課）
- 3 青梅市立学校における区域外就学の承諾に関する取扱要綱の制定について（総務課）
- 4 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について（指導室）

出席委員	教育委員会委員長	阿部郁子
	教育委員会委員	買手屋仁
	教育委員会委員	松永勇
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	小池誠

出席説明員	教育長（再掲）	小池誠
	学校教育部長	山崎雄一
	社会教育部長	新井光昭
	総務課長	清水宏
	施設課長	大越久雄
	指導室長	宇田剛
	教育指導担当主幹	船山徹
	給食センター所長	市川民夫
	社会教育課長	山下正義
	郷土博物館管理課長	久保田正寿
	中央図書館管理課長	上岡高史
	体育課長	地引静雄
	青梅市民センター所長	栗原博
	長淵市民センター所長	福田政倫
	大門市民センター所長	加藤研
	梅郷市民センター所長	高橋昇
	沢井市民センター所長	市川芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原秀二
	成木市民センター所長	池田英喜
	新町市民センター所長	中倉伸明
東青梅市民センター所長	大場護勝	
河辺市民センター所長	大谷宣雄	
今井市民センター所長	英光一	

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	太田進也

開会前事務連絡

【総務課長】 開会前でございますが、2名の方から傍聴の申し出がございました。その中には市外の方も含まれております。青梅市教育委員会傍聴人規則第1条によりまして、「教育委員会の会議の傍聴は青梅市民に限る。ただし、委員長が認めた者はこの限りでない」となっておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

午後1時30分開会

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 こんにちは。それでは、会議を始めたいと思います。

本日の定例会には委員5名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成19年度第7回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

【委員長】 ただいま、2名の方から傍聴の申し出がありました。

委員長として傍聴を許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長(阿部)】 御異議がないようでございますので、傍聴を許可いたします。

(傍聴者入場)

傍聴の方に申し上げます。

お手元の傍聴券にお守りいただくことが記載してございますが、写真撮影、録音につきましても会議の妨害となりますので、行わないようお願いします。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、買手屋委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、6月14日の第4回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 御異議がないようでございますので、第4回臨時会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第5回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、私からはございません。委員の方からもお申し出がないですが、よろしいですか。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成18年度教育費決算について

【委員長】 続きまして、教育長報告でございますが、報告事項4「青梅市立小学校施設のあり方についてのアンケートの実施について」につきましては、委員長に取り下げの申し出がありました。許可することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、報告事項1から始めたいと思います。報告事項1、平成18年度教育費決算について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、平成18年度教育費決算につきまして御報告させていただきます。報告資料1をご覧いただきたいと存じます。

まず1で、青梅市一般会計の決算概要について触れさせていただきました。歳入でございますが、記載のとおり425億3,662万7,000円余でございます。前年度比では1.0%増となったところでございます。主な増減要因といたしましては、市税で固定資産税の減がある一方、個人市民税や一部企業の収益好転による法人市民税の増で4.4%の増となったところでございます。

また、歳出でございますが、中段のところに記載してございます。416億8,922万2,000円余でございます。対前年比では1.2%の増となっております。主な増減要因でございますが、性質別歳出では投資的経費が20.0%と大きく伸びているところがございます。また、3行ほど下がりますが、款別歳出では衛生費が5.0%の増、2番目として教育費が3.9%の増となったところがございます。

2行下でございますが、以上の収支状況を踏まえまして、形式収支(収入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額)が8億4,740万5,000円となっております。また、実質収支でございますが、ただいまの形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額、8億2,364万1,000円、いずれも黒字となったところがございます。主にこの実質収支の額をもちまして、赤字というところを議論されるところでございます。

次に、2の教育費の決算でございます。初めに学校教育部の方から説明をさせていただきます。恐縮でございますが、(1)の事業概要につきましては、別紙1をご覧いただきたいと存じます。右肩に別紙1となっております教育委員会事業概要についての内容でございます。

平成18年度は青梅市教育委員会教育目標を達成するために、中盤から記載してございますけれども、5つの基本方針に沿って施策の展開を行ったところがございます。主な内容について説明をさせていただきます。

初めに1番の「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」を目指してでは、今年度も道徳授業地区公開講座を全校で実施いたしました。また、「第2回青梅市小・中学生の主張大会」を開催するほか、全小・中学校でセーフティ教室を本格実施させていただきました。

次に2番の『豊かな個性』と『創造力』の伸長を図るためでは、学力向上推進委員会の提言をもとに、小・中学校における学力向上に取り組んだほか、小学校教育活動支援員を小学校16校に配置いたしました。また、健康・体力に関する調査及び新体力テストを実施し、健康・体力向上推進委員会が体力向上策を提言いたしました。心身障害学級でございますが、東部地区に心身障害学級を3校新設いたしました。青梅市特別支援教育実施計画を策定したほか、特別支援プロジェクトモデル事業や校内支援体制の充実を図ってまいりました。また、「小・中学生自ら考えるいじめ防止のシンポジウム」を開催するとともに、子どもと親の相談員を小学校3校に配置いたしました。

次に5番でございますが、「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」を目指してでございますが、今後の教育のあり方を示した推進計画「青梅市教育推進プラン」を策定いたしました。そのほか、第2次子どもいきいき学校づくり推進事業を実施したほか、全小学校に「学校安全ボランティア」を組織し、スクールガードリーダーとの連携による巡回活動をしてまいりました。施設面では、小・中学校全校へ防犯カメラを設置するほか、耐震診断の未実施の解消を図るとともに、第四小学校の耐震補強工事を実施いたしました。さらに、第六小学校の屋上防水や第七小学校の屋上防水および外壁改修工事も実施したところでございます。

3番の「生涯学習の推進と社会教育の充実」を目指し、また4番の「文化・スポーツ・レクリエーションの振興」を図るためにつきましては、後ほど社会教育部から御説明させていただきます。

続きまして、(2)の教育費の決算状況につきまして、別紙2をご覧くださいと存じます。まず、平成18年度の教育費歳入決算でございます。裏面最終行の収入済額をご覧くださいと思います。この欄が、教育費歳入総額の欄でございます。4億9,976万7,000円余となっております。前年度との比較では、増減欄でございますが、1億5,055万1,000円余、43.1%の増となっております。主な増減といたしましては、教育債で1億460万円、前のページの教育費国庫補助金が2,963万3,000円、教育費都補助金が1,755万4,000円の増がありましたが、裏面の雑入は452万3,000円余の減額となったところでございます。

このうち、学校教育部関係の増減の著しいところで御説明させていただきますと、教育費国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金が2,574万円、また教育費都補助金の防犯カメラ設置費補助金が1,835万円の増となっております。

次に、平成18年度教育費歳出決算につきましては、次ページの表でございます。1行目の教育費の支出済欄でございますが、教育費支出総額は56億7,174万2,000円余でございます。前年度との比較では、増減欄で2億1,267万5,000円余、3.9%の増となっております。

主な増減で申し上げますと、項の4社会教育費が1億2,428万7,000円余、2の小学校費で1

億 1,055 万 9,000 円余などの増がありました。一方、1 の教育総務費で 2,328 万 2,000 円余の減額となっているところでございます。

このうち、学校教育関係の増減の著しいところで御説明させていただきますと、小学校と中学校の合計でございますけれども、目 5 の学校整備費、小・中合わせて 1 億 1,295 万 5,000 円、また項 1 の教育総務費の目 3 の学校給食費で 3,380 万 5,000 円余の増がございました。一方、小・中学校費の 1 の学校管理費では、合計としまして 3,924 万 7,000 円余の減額となっているところでございます。なお、1 の教育総務費の目 2 の学校教育指導費で、増減欄 5,213 万 5,000 円余の減額がございましたが、この主な理由といたしましては、平成 17 年度までこの科目で移動教室の実施経費を計上させていただいておりますが、小学校費、中学校費に移行させた結果としての増減でございます。なお、中学校費が全体としてマイナスになってまいりますが、これは他の要因によりましてマイナスになっているところでございます。

社会教育関係につきましては後ほど御説明させていただきたいと存じます。

続きまして、3 の主な施策の実施状況について、別紙 3 をご覧いただきたいと思っております。この内容につきましては、各担当課長から御説明をさせていただきたいと存じます。

【教育指導担当主幹】 それでは、1 番の小・中学生の主張大会の実施について御報告いたします。

応募者数、小学校 767、中学校 1,285、合計応募者数 2,052 人。当日の出場者、小学生 6 名、中学生 10 名、当日の入場者 317 名でございました。

当日の主張の主なテーマは、将来の夢や希望に関すること、ふるさと青梅に関すること、最近の出来事に関すること、こういったことについて小・中学生の主張をいただきました。

【指導室長】 それでは別紙 3、2 番から 7 番まで説明をさせていただきます。

2 番の読書活動推進モデル校の指定でございますけれども、第六小学校、霞台小学校、新町中学校に学校図書支援員を週 2 回、3 時間、年間にわたり配置いたしました。図書館の整備や、貸し出し、読み聞かせ等に大変効果があったと思っております。

3 番の移動教室の実施でございます。日光方面は 9 校、富士五湖方面は 3 校、八ヶ岳方面は 4 校で、計 16 校でございます。児童 1 人に対しまして 2 万 2,300 円の補助をしてございます。

4 番の不登校対策支援事業で、子どもと親の相談員の配置でございますけれども、これは文部科学省の事業で、平成 18 年度、19 年度、本市が指定を受けてございます。第一小学校、第二小学校、第五小学校に年間で 90 回の相談員の派遣を行いました。

5 番目の小学校教育活動支援事業でございますけれども、小学校全校に半日、3 時間で週 3 日、生活指導および教科指導を支援するために支援スタッフを派遣いたしました。

6 番目の子どもいきいき学校づくり推進事業でございますけれども、ここにございますように各学校の裁量を最大限に生かしながら、郷土に根差した特色ある教育活動の推進ということで、読書活動、音楽活動、栽培活動、また学力向上などに取り組んだ学校がございましたが、特に昨年度までの特徴といたしましては、読書活動に取り組んでいる学校が多かったわけでございます。

小学校では17校中12校、中学校では11校中5校が読書活動に取り組んでおります。

7番目の学校情報教育環境の充実でございますけれども、トナーやソフトといった消耗品、またリース料、それからリースされているコンピュータのメンテナンス料でございますけれども、第一中学校のほか第二中学校、泉中学校におきましてコンピュータの更新を平成18年度に行いました。

【給食センター所長】 それでは、別紙3の8番、給食センターの施設の整備でございます。藤橋調理場の雨漏りが発生したことに伴いまして、予算措置をさせていただいたところでございます。

工事内容につきましては、既存のカラー鉄板銅葺屋根をガルバニウムという鋼板に葺き替えたものでございまして、1,756平米というふうな内容になっております。

工事の期間につきましては、夏休みの期間に実施をするということで、6月30日から9月5日までの間ということでございまして、この期間内に工事が終了しております。

決算額につきましては、右側に記載のとおり、1,606万5,000円ということでございます。

【施設課長】 別紙3の2ページ目の9番をご覧いただきたいと思います。小・中学校の既存施設整備ということで、ここに記載された内容の整備を行いました。

主なものを申し上げますと、まず1行目と2行目、それから中段のところと最後に、学校校舎の耐震補強関係の設計、また未実施校の診断、それから施工をやっております。七小につきましては設計を行いました。また、中段の第四小学校特別教室棟校舎耐震補強工事5,355万円。また、最後の行に17年度の繰越事業として第四小学校管理・普通教室棟校舎耐震補強工事ということで8,900万余を執行しております。また、校舎の屋上防水、外壁改修工事の関係でございますが、上から4行目、第六小学校校舎の屋上防水、また第七小学校の外壁と屋上防水の改修を行っております。また、天井扇につきましては、未実施校の小学校6校、中学校5校を実施しております。また、防犯の観点から小・中学校全校に対しまして防犯カメラの設置工事を行っております。

【社会教育部長】 それでは私の方から、社会教育に関係します教育費の決算につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、別紙1の裏面をお開きいただきたいと存じます。

先ほど学校教育部長が説明した中の上から2行目「生涯学習の推進と社会教育の充実」でございます。

今回も、社会教育の充実と生涯学習の推進を目指して、まちづくりの出前講座やIT講習会、釜の淵の新緑祭等を実施したところでございます。市民センターにおきましては、各分野におきましてそれぞれ生涯学習事業を実施しております。また、施設面では、釜の淵市民館ほか4カ所のふれあいセンターがございます。そちらに指定管理者を導入いたしまして、指定管理者による管理運営を実施したところでございます。また、市民会館につきましては、エレベーター等の改修工事を実施しております。市民センターにつきましては、耐震診断、耐震補強実施計画、あるいは施設整備工事を実施しております。

の「文化・スポーツ・レクリエーションの振興」でございます。これらを図るために、まず

郷土博物館でございますが、企画展の開催、海禅寺山門の修繕、文化財保存事業の補助金の交付をしております。美術館では美術講座の開催など、小・中学生に向けて芸術にふれあう機会を提供しております。中央図書館でございますが、新中央図書館の整備に向けまして、工事、図書購入等を進めております。引き続き、読書活動推進事業を実施しております。そのほか、図書館のボランティアを募集し活動を始めたところでございます。

体育関係でございますが、各種スポーツ大会あるいは教室等を実施したほか、総合型地域スポーツクラブの設立に向けまして研究会を発足し、具体的な取り組み方法を検討してある程度の結論を得たところでございます。

また、青梅マラソン大会でございますが、ご承知のように東京マラソンとの競合ということで日程が変更されましたが、多くの方々の参加とボランティアの協力をいただきまして、無事にマラソンが終了したということでございます。

また、18年度につきましては、市民プールの安全対策につきまして、市民が安全に利用できるように万全の注意を払って実施したところでございます。

続きまして、決算の状況でございますが、別紙の歳入決算につきまして御説明申し上げます。

説明欄8行目に美術館観覧料、使用料とございますが、この観覧料を削除していただきたいと思っております。その下に観覧料とございますので、2重になっております。恐縮でございますが、使用料だけということでございます。

主なものについて御説明をいたします。歳入の主なものでございますが、まず先ほど御説明しました美術館の3行ほど下、市民会館使用料がございます。こちらにつきましては、本年度の歳入が1,004万2,400円とありますが、昨年は831万円ということで、今回は180万円ほどふえてございます。平成17年度につきましては、11月30日から3月31日にかけて、ホールを中心としまして空調設備の工事がございました。その関係でホールが使えないことがございました。それに伴いまして、昨年は減っております。したがって、18年度は180万円ほどの増となったところでございます。

その下の保健体育使用料でございますが、総合体育館の使用料が130万円ほど伸びております。これらにつきましては、利用の増ということです。その下の水泳場の使用料が、本年度は676万2,000円余でございます。昨年は880万円ほどで多かったわけですが、雨天による休場ならびにプールの安全対策に関します休日等を設けた関係で、200万円ほどの減となっているところでございます。

恐れ入りますが、裏面をお開きいただきたいと思います。

雑入でございますが、説明欄の5行目、市民劇場等入場料というのがございます。今年の決算の歳入でございますが、277万7,000円。昨年は743万円ほどでございますので、460万円ほど減ってございますが、これは入場者の減によるということでございます。ちなみに、17年度は2,506人、18年度は1,003人ということで、1,503人の減となっております。そういう関係から、歳入が減っているという内容でございます。

次に、歳出でございます。項4、社会教育費でございますが、支出済額が14億3,173万6,000円余でございます。昨年度決算が、右から3つ目、13億774万8,000円余でございます、増減が1億2,428万7,000円余、9.5%の増となっております。

主な内容でございますが、5目の美術館費が2,547万1,000円余減っておりますが、平成17年度をもちまして美術館の西側でございます駐車場用地の償還が終了しておりますので、18年度は支出がなく、大きな減となっております。

次に図書館費でございますが、2億3,949万1,000円余、大きく飛び出ておりますが、これは18、19年、工事の債務負担ということでお認めいただきました関係から、前払金等が発生しております、大きな要因となっております。

続きまして、市民会館費でございます。6,200万円余の減でございますが、先ほども御説明しましたように、17年度は空調機の整備がございまして9,300万円ほどかかっております。18年度はエレベーターの工事ということで2,800万円ほどのございまして、この差額が主な減額の要因でございます。

続きまして、市民センター費2,500万円ということでございますが、これは予算的な組み替えというのが原因でございまして、17年度は市民センター費の中に組み込まれておりましたけれども、今回からは社会教育費の方に建設工事等の一切の人件費が組み替えられたことによるもので、それが2,500万円という内容でございます。

以上が、総括的な説明でございます。個々の実施状況等につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

【社会教育課長】 それでは、社会教育部関係につきまして御報告させていただきます。

まず1番の情報通信技術（IT）講習事業でございますが、IT講習会は平成13年度から開始した事業でございまして、平成18年度も教育センターおよび東青梅センタービルで実施いたしました。内容につきましては、入門、文章、表計算の各種講座でございまして、577人が受講してございます。

2番目の青梅ミニマップの作成でございます。青梅市内のさまざまなルート別マップを作成することにより、「健康の道」づくりを推進し、市民の心と体の健康、観光レクリエーション、文化・芸術活動、環境の保全、コミュニティ活動の推進を図る目的で、東青梅コース以下15コースを作成いたしまして、市民センター窓口において希望者に配布してございます。

2つ飛びまして5番目、学校開放講座の開催でございます。平成14年度から学校週5日制に伴いまして、学校施設の有効活用と児童・生徒、親子に生涯学習の場を提供することを目的に、教員および地域の指導者の協力を得まして、中学校区単位で実施しているものでございます。平成18年度におきましては、「永山の自然教室」のほか10講座を実施いたしまして、延べ受講者数は352人でございました。

6番、子ども体験事業でございますが、この事業につきましては東京都市長会の交付金助成事業として、平成18年度を初年度に20年度までの3カ年の事業でございます。多摩島しょ子ども

も体験塾運営本部が市町村に助成金を交付することにより、市町村における子ども向け体験事業の取り組みが活発化され、次代を担う子どもたちの社会性や自立性、感性が向上することを目的に、市町村が各種体験活動を実施するものでございます。事業数と内容でございますが、青梅市におきましては5つの課が実施してございます。まず指導室でございますが、「青梅子どもサマーコンサート」「霞地区ふれあいコンサート」「ふれあい郊外体験学習」の3事業、社会教育課は「高校生自然体験教室」「あつまれおうめっ子」の2事業、郷土博物館管理課が「古代歴史体験事業」、商工観光課が「夏休み子ども体験塾～自然と文化のふれあい体験～」、子育て支援課が「子どもふれあいフェスタ2006」、合計8事業を行いまして、参加人数は延べで2,801人ということでございます。

【郷土博物館管理課長】 郷土博物館関係の報告を2件、10番と11番でございます。

10番、埋蔵文化財保護・各種文化財調査事業といたしまして、発掘調査を6件実施しております。この中から、梅郷4丁目地内におきまして、近世初頭あるいは近世末頃になると思いますが、建物跡が市内ではこの時期のものとして初めて確認されたということがございます。古文書につきましては、法政大学と共同で実施しております武蔵御嶽神社が所有する古文書の調査案件でございます。

11番目の指定文化財等の保存修理事業の補助事業でございますが、東京都指定の海禅寺の山門修理、さらに国指定文化財の塩船観音寺でございますが、仁王門の屋根の葺き替え工事、トイレの整備、さらに市指定有形文化財でございますが、成木の延命寺の山門の解体修理、そして市指定の無形民俗文化財でございますが、鹿島玉川神社獅子舞の衣装等の整備、こういったものを実施しております。

【中央図書館管理課長】 3番、(仮称)新中央図書館の整備事業でございます。当初予算におきまして債務負担行為による予算措置をして契約締結をしました図書館新築工事、2カ年継続ということで18、19年度の工事でございます。総額6億2,377万円の前払金2億4,890万円ほか、臨時賃金や設計委託料などがこの内容でございます。

飛びまして7番目、子ども読書活動推進事業の実施ですけれども、幼児から高校生までを対象にブックリストを作成しまして、市内の幼稚園、高校に配布しまして、さらに事業報告書を作成しております。講演会につきましては、読み聞かせを含めて1回、さらに子育て支援課との共催による講座を1回、新町の市民センターで実施しております。

【社会教育部長】 美術館の御説明をさせていただきます。同じく資料の9番、美術館収蔵作品の拡充ということでございます。この事業につきましては、平成12年に美術作品取得基金の中から、河尻隆次さんの作品ほか3作家3点を購入したものでございます。金額につきましては350万円ということでございます。

【青梅市民センター所長】 私どもは、8番の市民会館施設整備ということで、昇降機設備の改修を行いました。内容といたしましては、巻き上げ機だとか、ロープの交換、あとは地震対応にしたとか、車いす対応の機能も加えて改修を終えたところでございます。

【梅郷市民センター所長】 私の方からは、4番、市民センター施設整備ということで、梅郷市民センターおよび東青梅市民センターを代表して、御説明申し上げます。

まず、梅郷市民センターの玄関等改修工事の方でございますが、これは入り口のバリアフリーということで、市民センター本館の玄関入り口脇にスロープを設置し、また玄関の入り口を自動ドアに改修したものでございます。

また、東青梅市民センター本館外壁等補修工事につきましては、経年劣化のため、外部の金属部の錆びの改修、また入り口の門扉塗装の工事を実施してございます。

金額につきましては、おのおのここに記載したとおりでございます。

【体育課長】 12番16番まで5件でございます。

まず初めに、12番の土曜日ジュニアスポーツ教室の開催でございます。卓球、バレー、カヌー、バスケットボール、テニス、ソフトテニス、ビーチボール等8種類と9事業にわたりまして、小学校1年から6年生までを対象とした事業で、参加人員は延べで1,919人でございます。

13番の体育施設の運営・維持・管理の中の、青梅東高校閉校後の体育施設の開放です。18年度、旧青梅東高校が閉校になった関係で、体育施設が当時は未定でございましたので、1年間お借りいたしまして、実質的には4月8日から3月31日まで市民の方に開放いたしました。利用人員につきましては1万6,886人、土曜、日曜、祝日等の稼働率から見ますと、特にテニスコートにおきましては80%弱の利用ということで、ほとんど満杯の状態でお借りいただきました。この辺につきましては、すぐに動きはありませんけれども、検討してまいりたいと思います。

14番の総合体育館の整備でございます。これにつきましては、昨年度、耐震診断の結果にもとづきまして、耐震補強設計委託を実施いたしました。それから、総合体育館本体の方でトップライトのコーティング。雨漏りが結構多く発生しておりましたので、この辺の工事をさせていただいたところでございます。それから、給水ポンプの改修の3点でございます。

15番の運動広場等の整備でございますが、各地域、市内全域に設置しております運動広場の整備のうち、大門運動広場、風の子太陽の子広場等の2件の工事で、金網の撤去・設置、それから木製遊具の撤去等の工事を実施しております。

16番の水泳場の整備でございます。これにつきましては、東原公園水泳場のろ過機の改修工事が大変大きな金額を占めておりまして、2,886万円がろ過機の改修工事でございます。その他、釜の淵公園水泳場の50メートルプールの調査、それから東原プールの橋台の補修の設計をしたところでございます。

【委員長】 何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

【委員】 複数年度にわたるような大型工事、例えば第四小学校の耐震補強工事とか、あるいは中央図書館の建設工事については、総額は幾ら、本年度の実施額はこうですと書いていただきましょうということを、以前に申し合わせをしたと思います。総額がわかった方がいいと思いますので、口頭で新中央図書館は総額で約6億というお話もございましたのでわかりますけれども、できればここに書いておいていただくとありがたいです。

【学校教育部長】 御指摘ありがとうございました。以前に確認事項がございましたが、今後記載させていただきますので、よろしく願いいたします。

【委員】 第四小学校の耐震補強工事は総額いくらですか。

【施設課長】 工事費につきましては、別紙3の2ページ目の真中にある5,355万円と、一番最後の行にあります8,956万5,000円、これの合計額が耐震補強工事の合計額です。こういうふうな記載の仕方をしましたのは、一番最後に書いてある部分は17年度の繰越事業ということで実施しましたので、分けて記載をさせていただきました。

【委員】 一番下に書いてあるのは17年度の実施額ですか。

【施設課長】 そうです。実際には18年度に支払いは行いましたが、国の予算も17年度で、青梅市も17年度の繰越事業ということで、18年度にかかって施行されたという内容でございます。予算の区分でこういうふうに分けたということでございます。それぞれ別契約で発注していますので、工期もずれております。国の方からの話がまいりまして、早急に対応する必要があったために、繰り上げて実施できないかということで実施した経緯がございます。

【総務課長】 若干補足させていただきます。この17年度の繰越事業につきましては、17年度中の契約を行いまして、実際に工期では17年から18年にまたがるということです。完了しからの支払いになりますので、予算を17年度から18年度に繰り越して、18年度で支払いをするということです。要するに、国の緊急対策の関係で、急きょ補助金がついたとか、そういうことで工期がとれていない部分を繰り越して、あえて2カ年にわたって工期を確保して事業を実施したものです。耐震化の改修を早くするための国の政策によったという形で、2カ年にわたった工事をしたものでございます。上にあります四小の特別教室棟の方は、18年度の契約で18年度実施済みで支払っているという形になりますが、契約上は別の工事となります。ですから、当初から2カ年を前提としている工事ということではありません。中央図書館の方は、当初から2年間の工事ということでございますが、こちらの方はそれぞれあくまで、結果として単年度の工事がいろいろな事情で2年間にわたったということでございます。

【委員】 主な施策の実施状況の2番、読書活動推進モデル校の指定等があって、読書教育に力が置かれていることは望ましいことだと思います。

関連してですが、学校の図書数の増加が望まれると思います。ですが、図書購入費の国の補助もあると伺っていますけれども、歳入決算の別紙2を見ますと、国庫補助金の中にも図書購入に充てた補助金等を受けていないように書いてありますけれども、これはどういうところに含まれているのでしょうか。

【総務課長】 御質問の件でございますが、国の補助金ということではなく、図書購入費の場合、地方交付税の措置ということになっております。地方交付税につきましては、この表は教育費の歳入の状況なので入っておりませんで、交付税という款がございますので、そちらの方に入ります。標準的な団体の標準的な収入と標準的な支出を計算して、不足する金額を交付税として各自治体に配付している制度でございます。その標準的な歳出を計算する際に、学校数や児童・生徒

数に応じて、図書購入費を計算して積算して、おおむね図書購入費は幾らという計算の中に入っています、図書購入費幾らという形で各自治体に補助金等として配付されているということではございません。

【委員】 国庫から図書購入費を充てていらっしゃるわけですから、ぜひそういうものを活用されることが望ましいことだと思います。

【指導室長】 平成18年度ではなく、14年度から18年度の5年間の平均のデータがございまして、国から受けている5年間の図書整備交付税需用額は1,202万2,000円が平均ですけれども、市といたしましてはそれ以上に、1,419万7,000円平均で5年間にわたり図書費に充ててございます。

【委員】 ということは、裕福な財政にあるので国の補助を受けなくても図書購入が可能だということですか。

【総務課長】 交付税の場合は、いわゆる想定される収入と想定される支出、その差し引きの不足額が交付されています。青梅市におきましては交付団体です。例えば武蔵野とか三鷹は、想定される収入の方が支出よりも多いので、交付税は交付されておりません。いわゆる富裕団体という位置づけになっております。青梅市の場合は収入が不足しているため、交付税としていただいておりますが、ただその金額が、何が幾らということではなくて、総体の計算の中でやっておりまして、その算入額が先ほど室長の方からありましたように、5年間の平均でいきますと、計算上1,200万ぐらいが図書購入費として還付されていますが、青梅市としては年間平均1,400万円ですから、交付税の計算よりも200万ぐらい多く図書を購入しているということでございます。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成19年度教育費補正予算について

【委員長】 続きまして、報告事項2、平成19年度教育費補正予算について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 平成19年度教育費補正予算につきましては、報告資料2をご覧くださいと存じます。

この表には記載がございませんが、一般会計全体について少し御説明させていただきます。

まず、補正全体の額につきましては18億4,200万円余でございまして、補正後の総額を483億8,700万円余にしようとするものでございます。そのうち、教育費でございまして、一番上の行、補正額につきましては13億7,837万2,000円でございまして、補正後の額につきましてはその隣の75億5,755万6,000円にしようとするものでございます。なお、この額につきましては、当初予算との比較では22.3%増となるような内容となっております。また、全体の構成費でございまして、補正前の教育費は13.3%でございましたが、補正後の額でとらえますと15.6%と、2.3ポイント増加してございます。

内容につきましては、各担当課長の方から御説明させていただきたいと思っております。

【総務課長】 私の方から1番目の安全・安心学校づくり推進事業経費につきまして御説明を申し上げます。

これは指導室との共同事業として実施している、子ども安全ボランティアにかかる警察OBの方のスクールガードリーダーとして巡回指導等の御指導をいただいている件の経費でございます。これは都の委託事業として実施しておりまして、当初54万4,000円で委託事業を組んでおりましたが、18年度の青梅市の取り組みについて評価をいただきまして、19年度は青梅市がモデル事業の指定をいただきました。その結果、250万円の委託金がいただけることになりましたので、あわせてその経費につきまして、250万円に見合う形で計画をつくり直して、補正予算として計上させていただきました。

主な内容は、当初予算ではスクールガード養成の講習会を16校各1回、それを各校2回にいたしました。全体の講演会として3回、護身術等の講演会を予定したこと。それから、スクールガードリーダーが各校の巡回指導に当たる回数を、各校年10回を18回にふやす。そういう形で内容を充実させて、250万円のモデル事業を組ませていただきました。経費としては123万円であったものが318万円にふえておりますが、このふえた原因は、スクールガードリーダーにかかわる事業につきまして54万4,000円を250万円の事業に拡大したという形でございます。

【指導室長】 私の方からは、2番目の学校教育指導経費、3つ下の教育振興一般経費、その下の各種行事実施等経費について、3つ説明させていただきます。

まず上から2番目の学校教育指導経費の補正でございますけれども、今年度、市立霞台中学校が東京都の人権教育推進校に指名されました。それに伴う東京都からの予算措置が、ここに計上してございます。

3つ下の教育振興一般経費でございますが、これは地域の方々から中学校教育の振興にということで御寄付がございました。そういったことで、中学校を対象に図書室用の図書購入費として計上させていただいております。

その下の各種行事実施等経費につきましては、青梅信用金庫の青信地域文化振興基金というものをお願いしておりまして、中学校の総合球技大会の部活動に対する優勝旗、平成19年度は女子バレーボール部に対する優勝旗を計上しているところでございます。

【教育指導担当主幹】 私からは項目の3、特別支援学級(情緒障害)経費(小学校費)ならびに上から7つ目、同じく特別支援学級(情緒障害)経費(中学校費)について御説明いたします。

青梅市の青梅市特別支援教育実施計画にもとづきまして、小・中学校に情緒障害の児童・生徒を対象とした通級による指導を行う特別支援学級について検討を進めてまいりました。その結果、小学校については平成20年度4月から、小学校2校に同学級を設置したいと考えております。その新規設置のための費用といたしまして、こちらにございます補正予算額を上げさせていただいております。内訳につきましては、小学校の方は消耗品費、専用電話などの通信運搬費用、それから教材棚、職員室用のエアコンなどの備品購入費として318万4,000円を計上させていただいております。

7項目目の中学校につきましては、中学校1校に同学級を設置したいと考えております。その設置に伴う補正でございます。内訳につきましては、消耗品費、専用電話などの通信運搬費、黒板、職員室用のエアコン等の備品購入費として169万8,000円を計上させていただいております。

【施設課長】 私の方からは、項目の4番目と8番目について御説明申し上げます。

まず4番目の小学校施設整備経費でございますが、減の要素でございますが、外壁等改修工事といたしまして、六小の契約に伴いまして、約1,140万円を減額するものでございます。また、ただいま説明がありました特別支援学級のための施設整備工事費ということで、藤橋小、友田小の普通教室の間仕切り、それからエアコン等の電源設備、照明器具の整備、それらの工事費のための1,082万7,000円の増でございます。

また、中学校施設整備経費につきましては、耐震補強設計委託を本年度4校、一中、二中、三中、六中の設計を予定しておりまして、それらを積算したところ不足が生じたものでございまして、1,061万7,000円の増でございます。また、第二中学校の屋上防水工事につきましては、契約実績にもとづいた減額でございます。それから、特別支援学級施設整備工事費につきましては、第三中学校の普通教室の間仕切り等の工事費でございます。

【社会教育課長】 社会教育の説明に入ります前に、先ほど指導室長から御説明がございましたように、青信の地域文化振興基金の関係で、社会教育部の場合にはすべて指定寄付金を財源として今回の補正をさせていただくということでございます。今回は総額150万円の寄付をいただいております。学校教育関係で50万円、社会教育部関係で100万円ということで、それぞれ備品等を購入しようとするものでございます。

社会教育一般経費でございますが、55万9,000円の備品購入費を補正しようとするものでございます。購入する備品でございますが、4点ほどございまして、1点目はクラシックバレエやモダンバレエの練習時に体を支えるために使用しますバレエバーというのがございます。これとスライド式バレエスタンドの一式を永山ふれあいセンターに配置するものでございます。2点目といたしましては、綿菓子器が1台、3点目はポップコーン機が1台、4点目はドームテント、これは5人用でございますが、5張ということでございます。

【沢井市民センター所長】 沢井市民センターでは、生涯学習事業経費としまして消耗品を15万3,000円の補正でございます。内容につきましては、主に体育館の床体操の練習をするフロアマット、発泡ウレタン製の約1メートル真四角で厚さが15ミリ、こういったマット24枚を購入させていただきました。私どもの体育館では、わんぱく広場、あるいは高齢者の体操、こういったところでこうしたものが欲しいという要望がございまして、今回補正を行ったといった内容でございます。

【東青梅市民センター所長】 東青梅市民センター生涯学習事業経費の補正額でございます。16万6,000円の増額の内訳は、体育館用備品を整備しようとするものでありまして、ネットの高さが調節できる支柱で、バドミントン、ビーチボール、インディアカ等の種目に利用できる多目的支柱3基の購入と、ミニテニス専用支柱セット2組を購入しようとするものでございます。

【新町市民センター所長】 新町市民センターでは、昭和61年に購入しました体育館で使用しておりますランポリンが、今年の7月ごろ破損しましたので、これにかわるものとして各教室で使う全く同じような強度のロータリートランポリンと、それを安全に使用できるように安全カバー、両方を購入しようとするものです。

【体育課長】 体育課の方といたしましては、総合体育館のスポーツホールにおきます卓球台を1台購入しております。卓球台につきましては、第1から第3まであるスポーツホールに、それぞれのホールで個人開放等の活用をしていただいております。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 一番下の土地開発公社の関連経費、13億6,500万ほどの補正がありますけれども、この内容は元金の償還金ですよ。これは当初予算のときに約定で決まっていると思いますが、当初予算のときにそういうのは見込めないものでしょうか。

【学校教育部長】 ただいま御説明申し上げましたように、教育委員会関係の経費はこの表上では総合体育館の管理経費まででございます。下の方は、教育費でございますので、この表では掲載させていただきました。

この関係につきましては、19年度当初では償還計画になかった内容だと聞き及んでおります。

【委員長(阿部)】 ほかの委員はいかがですか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成19年度教育施設設備の進捗状況について(施設課)

【委員長】 続きまして報告事項3、平成19年度教育施設設備の進捗状況について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは、報告資料3をご覧くださいと思います。19年度の教育施設整備工事進捗状況について御説明いたします。1,000万円以上ということで、今年度予定している大きな工事につきましては、これでひととおり契約が済んでおります。

まず1番目の第六小学校校舎外壁等改修工事につきましては、鉄筋コンクリート4階建て校舎、延面積4,862平米の外壁等の改修工事でございます。7月10日に契約いたしまして10月31日までの工期で、現在工事を進めております。

2番目の青梅市立若草小学校給水設備改修工事でございますが、これは校舎内あるいは屋外の水飲栓について、水道の本館から直結給水するための給水管改修工事でございます。これにつきましては、6月26日に契約いたしまして9月21日までの工期で施工中でございます。

次に、18年度に設計をいたしました第七小学校の校舎耐震補強でございますが、7月13日に契約をいたしまして、10月30日までの工期で、現在施工中でございます。

また、第二中学校の校舎屋上防水改修工事につきましては、7月10日に契約いたしまして、10月15日までの工期で、現在施工中でございます。

それぞれ、増減という欄に設計額との比較が出ておりますが、先ほども補正予算の中で御説明

いたしましたように、不必要なものについては減額措置をとっております。

【委員長】 ただいまの御説明に、御質問、御意見ございますか。

工事期間が、授業時間であるとか、学校に子どもたちがいる時間であるというようなことを考慮して、ぜひ危険のないようにしていただきたいなと思っております。何かそのあたりでの配慮等ございましたら教えてください。

【施設課長】 いずれも、授業に支障のある部分につきましては、夏休み期間中に施工する内容で計画を立てておりますので、極力、2学期以降には授業に影響が少ない形で予定しております。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

5 平成18年度青梅市学校給食会会計決算について（学校給食センター）

【委員長】 続きまして、報告事項5、平成18年度青梅市学校給食会会計決算について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 平成18年度青梅市学校給食会決算の御説明の前に、配付資料はございませんが、監査・理事会の会議経過などについて概要を説明させていただきます。

学校給食会の監査および理事会につきましては、去る平成19年7月19日に開催いたしました。給食会事業報告と決算につき、監査委員および理事会にても承認をいただきましたので、青梅市学校給食会運営要綱第10項の規定にもとづきまして、今回教育委員会に御報告をさせていただきます。

まず、監査・理事会での会議につきましては、理事長より18年度の給食の2日間の停止の内容につきまして御報告をさせていただきました。引き続きまして、平成17年度の学校給食会事業報告では、常任理事より平成18年度の主な事業につきましての御報告を3点ほどさせていただきました。1点目としては食材の安全性の確保、2点目として給食調理員・配膳員の健康管理について、3点目として給食費未納の問題について、過年度分が前年度分を上回るよう適切に対応したというふうな報告をさせていただきました。

その後、今回の教育委員会に御報告申し上げます平成18年度青梅市学校給食会会計決算にもとづきまして御説明を申し上げ、監査委員に学校給食会の収入・支出など係数の検証をしていただきまして、御確認をいただきました。その結果、監査に書かれた内容につきましては、適切に執行されているということでの御承認をいただいております。

その後開催いたしました学校給食会理事会では、給食会の事業報告および平成18年度の給食会の収入支出決算について御説明をさせていただき、御審議の上、平成18年度の事業報告と決算は原案どおり承認をされたものであります。

また、平成19年7月29日には、青梅市学校給食センター運営審議会にも同様の報告をさせていただきますところでございます。

経緯については以上でございます。

続きまして、給食会監査・理事会に付しました決算書の一部をお手元に配付させていただきます。

おります。報告資料5でございます。収入の部から御説明をさせていただきます。

まず、左の表の科目の欄でございます。1の小学校給食費の収入状況でございますが、表の上から3番目、(1)現年度給食費の収入済額は、中ほどに記載してありますように、3億2,736万8,780円となったところでございます。収入率につきましては、右欄の説明欄でございますように99%となりました。括弧内は平成17年度の収入率でございます。その下の(2)過年度分給食費の徴収でございます。5年間の過年度分についての給食費の収入済額でありまして、表の中ほど、176万1,560円となったところでございます。

次に、右の欄から3番目の不納欠損額でございます。給食センターとしても平成13年度分の徴収に努めてきたわけでございますが、結果的に13年度の未収給食費が271万605円となりましたので、やむを得ず不納欠損とさせていただいたところでございます。

次に、中学校の給食費でございますが、大変恐縮でございますが、小学校給食費欄と同様にご覧いただきたいと思っております。

3の市補助金の収入済額、これは学校給食の円滑な徴収を図るために、市から給食会に補助しているものでございます。

4の借入金、これは年度当初の給食用食材の購入に充当するため、前年度と同様に青梅市から借り入れするものでございます。

5の繰越金につきましては、平成17年度の繰越金でございますが、10万9,032円でございます。

6の諸収入、今回、6月11日、12日の2日間、藤橋調理場の給食作業員の中からエルトルO型のコレラ菌が検出されたことに伴いまして、青梅市から補てんをしていただきました額でございますが、169万6,324円を計上したものでございます。

その下の収入合計といたしまして、最下段中ほどの5億6,402万27円となったところでございます。

続きまして、支出の部に移らせていただきたいと思っております。表の中ほどにある支出済額の欄で、小学校給食費の支出済額はいわゆる食材料費の購入でございますが、3億2,478万2,362円でございます。

科目欄2の中学校給食費、支出済額が1億8,282万3,050円となったところでございます。

3の手数料につきましては、口座振替手数料でございます。

4の報償費1万円でございますが、学校給食会理事会に参加された保護者の代表の方2名に対して報償金を支出したものでございます。

5の償還金でございますが、これは先ほど申し上げました4,100万円の借り入れを市に返したという内容のものでございます。

6については支出なしでございます。

したがって、支出の部の最下段、合計支出済額は5億4,996万2,284円となります。

最終的には収入の部の合計収入済額5億6,402万27円から、合計支出済額5億4,996万2,284

円を差し引いた金額 1,405 万 7,742 円を、翌年度に繰り越しをさせていただきという内容でございます。

続きまして 2 ページ、この表は各学校別の収入状況をあらわしたものでございます。小・中の合計では、一番下の欄にございますように、98.96%の徴収率ということでございまして、平成 14 年度から 17 年度まで最高の徴収率という形になってございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。この表は給食費の未収の繰越分の年度別の収入状況表でございまして、いわゆる平成 13 年度から 17 年度までの未収金を、平成 18 年度に徴収した金額などをあらわしております。平成 13 年度分未収金額といたしましては、右側合計欄から 2 番目の平成 13 年度分の収入未済額 431 万 4,472 円が、徴収に努めたものの最終的には徴収ができませんでしたので、やむを得ずこの額を不納欠損としたという内容でございます。

次に 4 ページをお開きいただきます。この表につきましては、13 年度分の給食費の収入未済額の年度別の収入状況をあらわしたものでございます。平成 13 年度の決算時点の収入未済額、左の表の右から 2 番目、646 万 8,851 円でありまして、この平成 13 年度給食費の未済額を平成 14 年から平成 18 年度までに徴収した結果、右の表の上から 4 段目、215 万 4,379 円を徴収いたしました。先ほど申し上げましたように、最終的には 6 番目の欄 431 万 4,472 円が徴収できなかったことによりまして、不納欠損をさせていただいたという内容の資料でございます。

以上、資料 4 枚につきましての御説明を終わらせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 給食費の未払いが社会問題化しているということがございます。資料を見まして、大分未払いの方に支払っていただくということで御努力されているようでございますが、やはり公正性ということもありますので、一層の御努力をお願いしたいと思います。

【給食センター所長】 ただいまお話のありました内容につきましても、監査の中で御指摘をいただいている内容でもございますし、重々承知しておりますので、今後、学校側とよく連携を保ちまして、現年度分の徴収につきまして今年度を上回るように努力してまいりたいと思います。

【委員長】 ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

6 青梅市文化財保護条例施行規則の一部改正について（郷土博物館管理課）

【委員長】 続きまして報告事項 6、青梅市文化財保護条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【郷土博物館管理課長】 それでは、青梅市文化財保護条例施行規則の一部改正について、資料の 6 をご覧いただきたいと存じます。

改正の理由といたしましては、東京法務局西多摩支局の不動産登記事務がコンピュータ化されたことによりまして、各種申請手続におけます提出書類について規定の整備を行うため、関係規則等の一部改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、土地・建物、また法人の「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改めようとするものでございます。

詳細の資料につきましては添付してございませんけれども、文化財保護条例施行規則の第18条の史跡・天然記念物の土地の所在が変更されたときに行う手続の部分が該当するものでございます。

なお、本件につきましては、本来ですと一部改正ということで協議事項に該当してくるわけですが、8月14日に行われました経営者の会議におきまして、市長部局との一括改正案件ということで処理されております。したがって、本日の定例会では報告事項とさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

【委員長】 ただいまの説明に対し、御質問、御意見ございますか。

【委員】 こういう理解でよろしいですか。これは当然教育委員会の規則を変えなければならないが、教育委員会だけではなく市全体にもかかわってくるので、市の方で一括変更して、再度協議事項で協議するというのでしょうか。

【郷土博物館管理課長】 一括改正案として全庁的に行いましたので、ここでは報告事項ということで御了解いただきたいということでございます。

【総務課長】 補足させていただきます。本来ですと、規則の一部改正でございますから、教育委員会で協議をしてということでございますけれども、この不動産登記事務がコンピュータ化されたことに伴いまして、該当する規則が市全体を含めて、規則で14本、規定で2本、要綱で12本、影響いたします。そのことから、市で一括して規則を改正するという手続をとらせていただきましたので、教育委員会の方におきましては、その他諸規定と一緒に改正をしておるということで、報告ということで御了承をいただきたいということでございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）

イ 青梅市美術館運営委員会会議録（美術館管理課）

(2) 事業等実施予定

ア 第42回青梅マラソン大会出場者募集要項について（体育課）

イ 第18回青梅市民スポーツレクリエーションフェスティバルについて（体育課）

(3) 事業等実施結果

ア 第41回東京都市町村総合体育大会の結果について（体育課）

【委員長】 続きまして報告事項7、これは諸報告ですが、あらかじめ各委員、事前に目を通しておりますので、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市総合長期計画後期基本計画の策定について

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

青梅市総合長期計画後期基本計画の策定について、説明をお願いします。

【学校教育部長】 それでは、恐縮でございますが、協議資料1をご覧いただきたいと存じます。この資料につきましては、左が前期基本計画におきます内容、また右側が後期基本計画の内容になってございまして、次ページ以降、詳細な内容となっております。

まず、記載にはございませんけれども、計画の策定につきまして少し御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、第5次総合長期計画基本構想におきます青梅市の将来像実現に向けまして、現在、前期基本計画において市の市政運営が進められているところでございますが、それを引き継ぐことを原則といたしまして、後期基本計画では三位一体改革、社会保障費の増額などによる地方財政構造の変化、人口減少・高齢社会の到来による社会構造の変化、地域活動の活性化、安全・安心への意識の向上など、今の社会経済状況の変化なども含めまして、平成20年度から24年度までの基本的な施策および事業計画を示し、具体的な市政運営の方向性を明らかにするために策定しようとするものでございます。現在、後期基本計画の作成中でございますが、本日、現況と課題、基本方針および施策分野の基本施策について御協議を賜りたいということで、協議事項として提案させていただきました。

初めに、学校教育について説明をさせていただきます。

1ページでございますが、現況と課題でございます。4つの柱に区分してございますが、右の欄、後期基本計画では、一番下の逆黒三角印、平成19年度中に告示が予定されてございます市学習指導要領を踏まえた内容に変更しようとするものでございまして、以上の内容については基本的には変更ございません。

その下の表は基本方針でございまして、平成18年度に作成いたしました青梅市教育推進プランの提言する内容を踏まえまして、内容を改正しようとするところでございます。

2ページにつきましては、新規事業や変更などを中心といたしまして、担当課長の方から説明をさせていただきたいと存じます。

【総務課長】 以下、各課ごとに該当の部分を順次説明させていただきます。

総務課の分について御説明をいたします。

上から4番目、「児童・生徒が生涯を通して健康で安全な」という部分でございますが、これは前期・後期大きな変更はございません。ただ、の横のところ「小児生活習慣病の予防など学校保健の充実を」という前期基本計画の表現になってございましたが、そこを「健康診断の充実や教育環境の改善」という形で文言を改めさせていただいております。

下から2つ目、教育環境・施設の整備につきましては、前期と後期継続で同様の文言を記載させていただいております。

またその下 で、前期では「第二小学校や新町小学校の大規模校について」という記述になってございますが、3月議会等の議論もございましたので、継続掲載ではございますけれども、「学校規模適正化検討委員会を開催し、新町小学校については市内学区全域のバランスを考慮しながら、学校規模の適正化に努めます」という形の表現にさせていただいております。

裏面、上から2つ目の「学齢簿の管理、転入学、各種制度の業務などの効率化を図るため、(略)システム構築」ということではありますが、16年度にシステム化されまして、運用を開始しておりますので、この部分については後期基本計画では削除ということにさせていただいております。

【指導室長】 指導室関係は、継続掲載のところはほとんど内容が変わってございません。1枚目の上から、 の新規掲載について私から、裏面の下から2つ目の新規掲載につきましては船山主幹から説明をさせていただきます。

まず、新規掲載の1つ目は「青梅の将来を担う子どもたちに、すべての教科の基盤となる国語力を学校教育全体を通して培う」ということで、これは青梅市教育推進プランにも非常に強く打ち出させていただいたんですけれども、今後国語力の育成について大変力を入れていきたいと思っております。その中で、国語力というのは国語科だけではなくてすべての教科、教育活動を通して行うということと、もう一点、市の方として平成20年度には国語力の向上のための研究推進校を指定しながら、その研究を通して市内に広く周知しながら図っていきたいと思っております。

の新規事業でございますが、青梅の教育推進プランにつきましても、青梅ならではの歴史・伝統・文化を大切にするというのが基調でございます。そういった中、子どもたちの中には青梅の伝統文化芸能に非常に優れた技能を有している子どもたちがおります。そういった子どもたちに対して、その子どもたちが持っている力、それからこれまでやってきた功績を評価して表彰をするという制度を、新規事業として考えてございます。

3つ目の新規事業といたしまして、明星大学との共同研究というものを挙げてございます。これにつきまして、やはり青梅市の地元にある大学ということで、特に明星大学の学生さんを青梅市の学校に今後さらに派遣していただくことにより、学力向上、不登校、特別支援教育の推進等につきまして、大学の研究室と連携・連絡をとりながら推進していきたいと考えてございます。

以上、新規事業について3つ、私の方から説明させていただきました。

【教育指導担当主幹】 続きまして、新規掲載について説明させていただきます。裏面の下から2項目をご覧いただきたいと思っております。

青梅市の特別支援教育の実施計画の策定および本年度から本格実施されました特別支援教育、この趣旨を踏まえまして、新規掲載の項を起こさせていただきました。都立の特別支援学校に在籍する市内居住の生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍を置くという副籍制度を活用して、特別支援学校在籍の児童・生徒と地域指定校(青梅市立の小・中学校に当たります)との連携を図ってまいります。また、特別支援教育の実施体制および指導環境の整備を図る。これにつつま

しては、特に校内体制の充実であるとか、専門家の派遣による巡回訪問相談体制の確立、幼稚園・保育園との連携、関係機関との連携を含めて、環境整備を図ってまいりますということ。さらに、特別支援学級の設置校の拡大を図るということを挙げさせていただいております。小・中学校に通う通級指導を必要とする情緒障害の子どもたちへの対応ということで、特別支援学級の設置について検討を進めていく予定でございます。

1つ上の項目ですが、こちらは継続掲載ではありますが、後期施策の文案の中の最後の部分を変更してございます。「教育活動支援員の養成など特別支援教育の充実を図ります」という文言に改めさせていただいております。これにつきましては、各小・中学校に現在派遣しております教育活動支援員であるとか、あるいは各学校に1名以上指定していただいている特別支援教育のコーディネーター、あるいは教職員の資質向上などを含めて、このような文言で修正させていただきました。

【施設課長】 (3)の教育環境・施設の整備をご覧いただきたいと思います。が施設課関係でございます。この中で、前期と後期の違いでございますが、前期につきましては「耐震化に配慮しながら」という表現をとっておりましたが、国からの指導もございまして、「耐震化も含め」というふうに表現を変えました。また、第二小学校校舎につきましては、前期については「建て替えに向け準備を進め」という表現でしたが、具体的に準備に取りかかっておりますので、「建て替えを図るとともに」という表現に変えております。また、耐震診断の結果で第四小学校屋内運動場について建て替えが必要ということから、「建て替えに向け準備を進めます」という表現に変えさせていただいております。

【給食センター所長】 2ページ目の裏面、でございます。前期の施策文の上から3行目、「小学校給食について」から6行目「充実を図るため」というこの4行を、後期の施策文案といたしましては、「調理方式の検討」に文面を直させていただきましたが、簡潔に表現をさせていただいたものでございます。上から3行目から6行目までを、後期の方では真ん中の「調理方式の検討」というふうに簡潔にあらわさせていただいたものでございます。

そして一番下の欄で、前期施策文書では「資源化に取り組みます」という表現がございます。これは平成19年4月1日より給食残渣の処理を委託しておりまして、そのために、右側の後期施策文案では「資源化に引き続き」という言葉を加えさせていただいたという内容でございます。

ほかの文面についてはそのままでございます。

【社会教育部長】 同じ協議資料1の3枚目をご覧いただきたいと思います。第2章 第1節 第1 生涯教育でございます。前期の計画と変わった点を御説明申し上げます。

上段の3行「少子高齢化、核家族化、情報化等の経済社会の変化や、フリーターやニートの増加、中高年の再雇用問題等の課題がある中で」という文言を加えさせていただきました。御承知のように、団塊の世代が大量退職を迎える、それらの受け入れ先、または社会環境が変わってくる、それらの内容を加えさせていただきました。

その下段になりますが、下から9行目、「施設の老朽化をはじめ、地域における地縁的なつな

がりの希薄化などにより家庭や地域における教育力の低下等の対応などが課題となっています」という文言を加えさせていただきました。特に今、家庭の教育力の低下が叫ばれております。それらを文言に加えさせていただきました。

なお、教育基本法が変わりまして、生涯教育の理念が明確になったということで、それらの項目も文章につけ加えさせていただければと思いますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

下段の基本方針でございますが、これらにつきましては、下から2行目「それらの基盤となる図書館の充実を進めます」という文言を加えさせていただきました。

裏面をご覧いただきたいと思っております。第2章 第2節 第1 文化・芸術でございます。こちらはほとんど変更ございません。指定文化財の数等が若干変更したという内容だけでございます。

3ページ、第2章 第2節 第2 スポーツ・レクリエーションということでございますが、これらにつきましてはの現況と課題につきましては、特に変更ございません。

下段の基本方針でございますが、最後の3行目から「総合型地域スポーツクラブのモデル地区選定や既存施設の多目的利用を進め、生涯スポーツの振興を図ります」ということで、地域スポーツクラブの項目を加えさせていただきました。

4ページ、第2章 第3節 第1 青少年活動でございます。こちらにつきましては変更ございませんが、その後、調整がございまして、中段に括弧書きで「『青梅市青少年健全育成運動基本方針』にもとづき、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会」とありますが、その次に「青少年委員」を加える予定でございます。「委員などの活動により」ということで、若干私どもで文案を作成しました内容が反映されていない状況がありましたので、その文言を加えさせていただきたいと思っております。

なお、基本方針につきましては変更ございません。

以上、細かい内容につきましては、課長の方から説明させていただきます。

【社会教育課長】 それでは、社会教育課の関係の項目を御説明申し上げます。20項目ほどございます。4枚目でございますが、主に変わった点を説明させていただきます。

基本施策項目(1)の生涯学習推進体制の整備の中で、でございますが、継続掲載となっておりますけれども、市民センター改革がございまして関係で、この文言を一部修正する予定でございます。御了承いただきたいと思っております。 、 、 につきましては継続掲載をさせていただきます。

(2)生涯学習施設等の充実・整備でございますが、「インターネットを活用して、社会教育施設等の空き情報の検索や施設の予約ができる予約システムの整備」ということでございますが、これにつきましては平成16年度から本稼働している関係で、完了ということで削除してございます。

「ビデオプロジェクタ等のIT関連備品を整備し、市民のさまざまな学習要望に対応していきます」とございますが、これにつきましても平成15年度から18年度の4カ年にわたりまし

て、ビデオプロジェクタ、ビデオデッキ等を各年度1台ずつ購入して、事業的には終了してございますので、削除させていただきます。

一つおきまして「東京都の教育施設の移管について、青梅市の生涯学習等の一環として活用を図れるよう要望していきます」でございますが、当時、青梅東高校についての建物の利用の要望がございましたが、既に利用等確定してございます。この関係につきましては削除させていただきます。

(3) 生涯学習機会の充実でございます。これにつきましては、基本的には継続掲載で文言を整理させていただくわけでございますが、そのうち、ここにはちょっと反映してございませんが、家庭教育に関する講座を充実するというようなことを、これ以降、文言をつけ加えさせていただく予定でございます。

につきましては継続掲載でございますが、最初の「完全学校週5日制に対応し」という文言を一部削除いたしまして、継続掲載をさせていただきます。

につきましては、「市職員が講師となる『市民ふれあい講座』」でございますが、17年度で休止という措置をとらせていただきましたので、この部分を削除いたしまして、継続掲載とさせていただきます。

次のページ、につきましては、このまま継続掲載をさせていただきます。

第2章 第2節 第1 文化・芸術の中で、(1)文化・芸術活動の推進でございます。「都立多摩文化ホール(仮称)の早期建設について、引き続き東京都へ要請するとともに陶芸館についても検討します」でございますが、理事者の指示でこのまま掲載させていただきます。

につきましても、内容的には「地域文化の創造や情報発信に努めます」ということにつきまして、後日検討いたしました結果、このまま継続とさせていただくということで、修正をする予定でございます。

次のページ、第2章 第3節 第1 青少年活動(1)青少年活動の促進でございます。これにつきましては、 、 、 はこのまま継続掲載をさせていただきます。 につきまして一部「完全学校週5日制に対応し」という文言につきまして削除させていただきます、継続掲載とさせていただきます。

でございますが、当初、削除という扱いをいたしておりましたが、やはり内部で検討いたしました結果、「市民センター等での青少年を対象とした事業の充実を図ります」というようなことも絡みますので、一部修正して、内容的にはこのまま継続掲載をさせていただく予定でございます。

一番下でございますが、これにつきましてはやはり継続掲載をさせていただくということで、修正を加えたいと思います。

【郷土博物館管理課長】 それでは、お戻りいただきまして、第2章 第2節 第1の文化・芸術(2)に博物館管理関係の事業を掲載してございます。

は新規掲載となっておりますが、文案につきましては、これまで文化財として保存されてき

たものを、後期におきましては「整備」という言葉が加わっております。この表現が新規掲載という表現のもとになっているわけでございます。具体的には、旧稲葉家住宅につきまして、既に解体されております土蔵を復元しましょうということです。そして、長屋の解体を含め、そういった事業を行いましょうということが一つと、旧宮崎家住宅につきましても、屋根の老朽が著しいものですから、これを葺き替えましょうと、そういう内容が含まれております。

の文化財の保存・調査事業につきましては継続をしようということでございます。

につきましては、既に導入済みの収蔵システムを充実いたしまして、効率的な管理を進めようとするものでございます。

につきましては、市の指定文化財の獅子舞、7件ございますが、継続してこれを伝承する報奨金を交付しようとするものでございます。

【中央図書館管理課長】 今の最初のページ、第2章 第1節 第1 生涯学習(2) 生涯学習施設等の充実・整備の 図書館の関係ですけれども、前期では図書館につきましては新中央図書館の整備ほか図書館の分館として位置づけるとともにインターネットによる予約の実施というところでしたけれども、後期では整備されますので、新中央図書館を中心としたネットワークを結び、さらに視聴覚室の使用など、新しいサービスを展開するための図書の実充、これらを図るための整備を行うというふうに表現を変えております。継続掲載の内容の表現を変えております。

(3) 生涯学習機会の充実ということで、一番下の欄、継続掲載となっておりますが、子ども読書活動の推進ですけれども、経緯には継続掲載とありまして、事業を行っておりますけれども、生涯学習機会の充実としての掲載としては初めてということでございます。後期では、平成16年12月に策定しました「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづきまして、その事業の実施と、それから第2次の「子ども読書活動推進計画」を策定するという内容です。

【社会教育部長】 私の方からは、裏面の文化・芸術の でございます。美術館の関係でございますが、新規掲載ということでございます。前段の3行ほどは変わってございませんが、4行目「支援するとともに快適な環境を整備することで美術館利用を促進します。また、収蔵作品の計画的な拡充や、老朽化した展示施設を整備し、美術品の展示にふさわしい環境づくりにも努めます」、これは美術館の方で出した内容でございますが、「また」以降につきましては、特に美術館だけではなく社会教育の分野をはじめ、あるいはいろいろな分野での内容を文言にしたということで、企画調整課の担当が加えた分でございます。「また、芸術文化の面で優れた成績を残した市民や団体を表彰し、市民の芸術活動を奨励します」ということで、これらが新たに加わったもので新規掲載ということでございます。なお、前期の文書からは「完全学校週5日制に対応する」という文言が削除されております。

【青梅市民センター所長】 続きまして、同じページの上から2番目になりますが、文化・芸術活動の推進というところでございます。市民会館の文化活動のところでございますけれども、基本的に継続掲載としてございますが、今回新たに「また」というところで改行になっておりますけれども、将来に向けて新しい文化施設の建設構想について記載をしております。

で市民劇場や市民映画会の欄ですけれども、基本的に継続掲載でございますが、後期の場合の記載については、文化財コンサートを発行しております関係で、これを加えました形で、この文言に再整理させていただいております。

【梅郷市民センター所長】 私の方からは、1ページに戻りまして、(2)生涯学習施設等の充実・整備の中の「市民センター施設の安全性の確保および老朽化への対応」ですが、章が移りまして、市全体ということになりまして、そこに改めて「公共施設の耐震化および老朽化への対応を図ります」という文言となります。今までは市民センターという枠でしたが、今度は市全体ということでの変更です。

【体育課長】 社会教育部の2ページ、第2章 第2節 第2 スポーツ・レクリエーションという分野でございます。(1)生涯スポーツの振興の、変更は中央にございます総合型地域スポーツクラブのところ、前期の施策文書では「設立を検討します」となっております。後期におきましては、「モデル地区を指定し総合型地域スポーツクラブを設立します」という具体的な文言になっております。

右側のページにいきまして、「青梅マラソンの充実を図るとともに、大会関係記念品などの展示場の確保・整備を検討します」という文言になっておりますが、これを削除します。削除の理由につきましては、既に総合体育館の方に展示スペースを確保して、記念品等の展示を実施しておりますので、これについては削除いたします。

の国民体育大会の関係でございます。前期におきましては、「誘致を図る」というふうな文言になっております。それを「国民体育大会の競技運営を円滑に行えるよう図るとともに、競技力の向上に努め」というふうな文言を記載させていただきます。「特にジュニアの育成を推進します」につきましては、カヌー競技を予定されておまして、現在その辺の調整をしているところでございます。

また新規掲載でございますが、としまして、基本計画の前期におきましてはまだ事業として実施しておりませんでした。現在、民間温水プールの施設を有効活用するために市民に御利用いただいているような状況がございますので、この項目を入れさせていただきました。

(2)スポーツ・レクリエーション施設の整備の項目でございます。この辺につきましては、青梅スタジアム等の文言を若干変えさせていただきました。なお、この中の総合体育館の施設の整備の中でございますが、文言としては整備されておませんが、総合体育館の耐震化の関係が現在設計が終わっております。実施時期等につきましては、後期基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

のインターネットの部分でございますが、これは先ほど社会教育課の方でお話ございました。社会教育施設全体としての整備が完了いたしましたので、削除とさせていただきます。

【委員長】 大変細かい説明をいただきました。何か御意見、御質問ございますか。

【委員】 学校教育部の新規掲載で「青梅の文化伝統芸能に優れた技能を有する児童・生徒に対して、その功績をたたえ、表彰します」とありますが、地域に根差した教育の推進という視点

から、そういったことが出てきたのかなというふうに推論するわけですが、学校教育の中で確かにこういったものを大事にしています、表彰しますというような意味合いはちょっとここにはなじまないのではないかと、そういう思いがします。こういった技能を学校で育成していく、それを強調するのかもしれないのか、奨励するぐらいにとどめるのか、そのあたりについてはどうでしょうか。

【指導室長】 御指摘いただいたとおり、児童・生徒が個人でそういった技能を身につけている、それに対しての表彰というのではなく、何らかの形でもって、今、市内の学校でも伝統文化の芸能に子どもいきいき学校づくりの事業等で力を入れている学校がございます。子どもいきいき学校づくりでも、全体がやっているわけではないですが、まず学校としてかわりを持って活動の中で、優れた技能を伝承しよう、またそういったものを持っている子どもたちをまず認める。そして表彰ということにつきましては、今御指摘いただきましたので、私どもは表彰するだけがいいのではないのですが、ただ子どもたちがすばらしいという形、それから周りの人たちも自信を持たせていく、そしてそれをたたえるという意味での表彰という言葉で考えております。で、これは青梅市教育推進プランの中でうたわせていただいているところでございます。

【委員】 今の項目の上、「すべての教科の基盤となる国語力について、学校教育全体を通して培います」と新規掲載されておりますけれども、これは大変いいことだと思います。しっかりした国語力、そのためには例えば図書館の整備、あるいは今回先ほどの報告事項でもありましたけれども、学校図書館支援員の配置、ことしは第六小学校と霞台小学校、新町中学校ですが、これ以外の学校にもどんどん支援員を配置していただきたいと思います。そして、しっかりした国語力をつけて授業を進めて、例えば国際化の方に進むことも必要です。国際化、国際化とよくいわれますけれども、その前提としてしっかりした国語力をつけることが一番大切ではないかと思っております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

青梅市総合長期計画後期基本計画の策定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市総合長期計画後期基本計画の策定については承認されました。

この後、協議事項が3件残っております。長時間にわたりましたので、ここで10分間の休憩をいただきたいと思います。

(休 憩)

2 青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の制定について(総務課)

【委員長】 再開致します。協議事項2を議題といたします。

青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の制定について、説明を願います。

【総務課長】 協議資料2、青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の制定に

ついて、御説明を申し上げます。

これまで、就学指定校の変更の承認につきましては、内規基準による取り扱いを行ってまいりました。平成15年3月の学校教育法施行規則の一部改正におきまして、教育委員会は就学指定校変更に関する要件および手続を公表するものとされました。また、18年3月の改正においては、教育委員会が就学校を指定する通知において、変更について保護者の申し立てができる旨を示すように改正されたところであります。また同時に、文部科学省の局長通知によりまして、就学校を変更する場合として、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等、学校独自の活動の理由が例示をされ、変更を相当と認める具体的な理由については、各県教育委員会において地域の実情等に応じて適切に判断して、あらかじめ明確にして公表するように、改めて求められたところでございます。18年6月には、これらの部活動、あるいは通学の利便性などの例示がされておりますが、この例示につきましては、単なる例示ではなく、どの市町村においても認められる理由として、文科省として示したものであるという補足の通知がなされたところであります。また、青梅市におきましても、平成19年3月に発表いたしました青梅市教育推進プランにおきまして、学校選択制についての基本的な考えの中で、「学校選択制を一律に導入する必要はないが、児童・生徒、保護者の求めるニーズによって、区域外の学校への進学を希望してくる場合が想定される。このことから、一定の条件のもとに、通学区域の弾力化について検討していく必要がある」というふうな提言をされております。

そのような国の流れとか提言を受けまして、今回、就学指定校変更に関する要件および手続、あるいは申し立て方法等を含めて、その取り扱いの明確化を図るために、新たに青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱を制定しようとするものであります。あわせて、通学の利便性や部活動等、学校独自の特色ある活動における児童・生徒ならびに保護者のニーズに対応するため、就学指定校変更を可能とする事由の中に、地域的事情と部活動の有無を追加しようとするものであります。

では、要綱（案）に準じて説明をさせていただきます。

まず第1項におきまして、本要綱の趣旨を規定しておりまして、学校教育法施行令第8条にもとづくものであります。

第2項におきまして、「就学指定校」の用語の定義をいたしております。

第3項におきまして、指定校変更の要件を定めております。保護者の申し立ての内容が、別表に掲げる理由、要綱（案）の次に別表を添付してございますけれども、この別表において身体的理由あるいは家庭的事情、市内転居、地域的事情、部活動の有無、教育的配慮、その他と7つの事由を掲げておりますけれども、これらの事由に該当し、かつ下記に掲げる条件をすべて満たす場合において変更を認めようとするものであります。

次に掲げる条件とは、(1) 就学を希望する市立学校の施設、設備、学級状況等に応じ、受入可能な児童数または生徒数の範囲内であること。(2) として下記アからオまでの項目について、保護者が承諾していること。これは保護者の責任において通学の安全を期してほしいとか、変更

期間の終了後は従前の指定校に就学することとか、そういうようなものをすべて保護者の方が承諾していることを条件としております。

第4項におきまして、変更の申し立ての方法について、就学指定校変更願によるということをお定めしております。5項においては審査の方法、6項においては学校への通知について、また7項では申し立て事項にかかわる変更の届け出のことについてお定めでございます。

実施期日につきましては、平成19年10月1日から実施し、20年4月1日以後の入学または転入学から適用しようとするものであります。これは、就学の事務手続が10月から開始されることにもとづきまして、早めの適用をしようとするものであります。

最後のページに、A3の横長の新旧対照表を添付しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。表の左側が旧の基準で対応していた就学指定校変更の承認要件でございまして、右欄が今回要綱で制定して定めようとするものでございます。

上から1、2、3の身体的理由、家庭的事情、市内転居による場合、この3つについては旧基準のものをそのまま適用してございます。若干文言等の整理はしてございますが、内容については変更ございません。

4番の地域的事情による場合ということでございますが、その次の5番の部活動の有無による場合、これが今回の要綱制定に際しまして新たに加えようとするもので、冒頭申し上げましたように、通学の利便性や部活動等の学校独自の特色ある活動等における児童・生徒ならびに保護者のニーズに対応するために、変更を可能とする事由に追加しようとする2点でございます。

まず4番目の地域的事情による場合でありますけれども、自宅から指定校までの距離が、最短距離の隣接校までの距離のおおむね2倍以上ある場合で、最短距離の隣接校への通学を希望するとともに、通学の安全性が確保できると判断できる場合に、就学校の変更を認めようとするものであります。これは、通学時間および通学距離の短縮によりまして、児童の登下校の安全確保と通学の負担軽減を図ろうとするものであります。対象は小学校の全学年で、入学時あるいは学区外からの転居時のみを対象といたします。変更期間については、卒業までとしております。ただし、新町小学校への指定校変更につきましては、学校規模の状況から適用除外とさせていただきたいと思っております。

次に、5番目の部活動の有無による場合でございますが、スポーツ、文化系を問わず、競技人口の少ない種目や学校事情によりまして、小学校まで続けてきた種目の部活動が指定の中学校にない場合に、当該部活動のある通学距離が最短の中学校への変更を認めようとするものであります。対象学年は中学校の全学年で、入学時または市外からの転入時のみを対象としております。変更期間は卒業までとしております。また、就学後における部活動を理由とした転校は認めない方針であります。

6番目、7番目におきましては、1から3と同様、旧基準のときから適用している理由でございまして、内容の変更はございませんけれども、文言等を若干整理させていただいております。

4番、5番につきましては、国の流れと、それから推進プランの提言等、そういう部分を踏ま

えながら新たに要綱制定に伴いまして変更を認める事由として追加していきたいということでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 この要綱の案に異議を唱えるものではございませんけれども、部活動の有無による場合というのが新たに設けられたというのは、明確になっていいと思います。ただ、部活動が余りにも学校教育の中でウエートが置かれるということは、中学校教育にとって本当にいいことなのかどうかというのが、私は気がかりな部分です。行き過ぎの部活動、勝利主義とか、そういったものはやはりあってはならないことだというふうに思っています。

【指導室長】 委員から御指摘いただいたとおり、本市における教育推進プランにおきましても、部活動の振興はあくまでも人格形成上の中における一つの方策としての部活動の振興でありまして、勝利至上主義といったことではなく人間形成の場であるということです。また、身勝手な理由ではなく、ここにありますように相当な理由があった場合の就学変更を認めているということ。そしてあくまでも学校生活というのは部活動が第一ではないということにつきましては、本市の方の考えとして持っているところでございます。

【委員】 就学指定校、いわゆる通学区域の制度は大きく崩さないということですね。今までもかなり弾力的に扱ってきたと思いますが、よりその基準が広がったということで、基本的には賛成です。学校選択制とは基本的には全く違うものだと認識していますが、それでよろしいですね。

【総務課長】 あくまでも学校選択制ということではなくて、通学区域によります指定校の制度の中の、いわゆる弾力的運用という考え方でございます。

【委員長（阿部）】 これは10月からということですが、予測としては何名くらいの変更があると考えているのでしょうか。

【総務課長】 部活動の部分につきましては、実際どのくらいの子どもさんがその部分を適用してくるかというのはなかなか推定しかねる部分であります。距離の部分でございますけれども、いわゆる地的事情、これはすべて2倍になるところを全部網羅してはございませんが、該当するケースが五小と六小、若草と霞台小、今井と藤橋小、一小と五小、についてあるかと思いますが、該当した方が全部そこにいくということではなくて、あくまでも保護者と児童の希望によります。それと、通学の安全が確保できることが一番大事です。いわゆる通学の負担を軽減することが第一主眼としてありますので、その部分につきましては、よく保護者等とお話し合いをしながら決定していきたいというふうには考えております。ただ、数的に実態としてどのくらいの方々がという、そこまでの分析等はまた難しいところでございます。

【委員長】 教育委員会にそういうお話や届け出が多く見受けられたのですか。

【総務課長】 距離的なものにつきましては、目の前の学校の方が近いのに、大きな通りを越えていかなければいけないとか、そういうような実態としてのお話は何件か今までもいただいてお

ります。あくまでもいわゆる指定校制度をとっておりますので、特別な事情、例えば親が共稼ぎで親戚の家に帰っているよとか、そういう部分での配慮では指定校変更はしておりますけれども、距離としてとらえているのは今回が初めてでございます。御相談等は何件かいただいていることは、過去にはございます。

【指導室長】 今の関連で、部活動についてですけれども、やはり転入なさる場合に、例えばうちの子もはこういう部活動をやっていて、今度青梅のここに住みますが、その部活はありますかというようなお問い合わせというのはいただいたことがあります。逆に、市内の小学校から中学校に上がる場合、子どもたちはいろいろなことを考えますので、部活動もありますけれども、やはり友達関係のこと、それから近いところというのがあって、新しい部活動に取り組もうというような気持ちのお子さんもいらっしゃいます。ですから、これによって、市内に転居していらっしゃる方につきましては、転居する場所の選択肢が広がるということがあると思います。

【総務課長】 補足させていただきます。あくまでも部活によるものは、強いとか、そういうことで選ぶわけではございません。やりたい部活のある最短距離の中学校への変更を認めるということですので、何々中学校へ変更できるということではございません。あくまでも、指定校にその部活がない場合、最短距離の該当の部活のある学校への変更は認めますよということでございます。

【委員】 部活の話ですけど、中学の新1年生が、小学校のころには特に何もやってなかったとして、中学になると文化なりスポーツをやりたい。でも、私の指定校ではそういった文化・スポーツがありません、といった場合、適用できるかどうかということですよ。

【総務課長】 あくまでも小学校から続けていた部活ができないということの配慮でございます。新たな部活がということでは、この変更の要件には該当しないという形になります。

【委員】 よく小学生が卒業式で、僕は中学に行ったら何をやりたいと。指定校にはなかったということもありますが、適用できないということですね。

【委員長】 なかなか難しい内容があるかと思いますが、くれぐれも保護者、それから直接子どもたちの話をよくお聞きになって、よりよい方向に進んでいっていただきたいと思います。

ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の制定については承認されました。

3 青梅市立学校における区域外就学の承諾に関する取扱要綱の制定について(総務課)

【委員長】 続きまして協議事項3を議題といたします。

青梅市立学校における区域外就学の承諾に関する取扱要綱の制定について、説明をお願いします。

【総務課長】 協議資料3、青梅市立学校における区域外就学の承諾に関する取扱要綱の制定について、御説明を申し上げます。

この区域外就学に関する取扱要綱につきましても、協議資料2でお認めをいただきました指定校変更の要綱化にあわせまして、これも従来内規基準で実施しておりましたけれども、同等の行政処分行為でございますので、あわせて同じように新たに要綱として制定をして、公表して周知を図るという形の考え方でございます。

要綱(案)でございますが、1番として学校教育法施行令第9条にもとづくものであるという趣旨を定めまして、2番として承諾の要件といたしまして、保護者の申し出が別表に掲げる事項に該当して、かつ次に掲げる要件をすべて満たす場合は、区域外就学を承諾することができるということで、(1)は先ほどと同様に、就学を希望する青梅市立小学校または中学校の施設、設備、学級状況等に応じ、受入れ可能な児童数または生徒数の範囲内であること。(2)として保護者が次に掲げるアからカまでの事項について承諾をしていること。これは先ほど同様、通学の安全を期することとか、承諾期間終了後は住所の存する市町村の学校に就学することとか、そういうことを承諾した上で受入れを認めますということでございます。3項におきまして、申し出の方法としては、区域外就学願によるということ。4の審査につきましても、審査をして諾否について申出者に通知するもの。5項として、就学校への通知。6項については、届け出の変更。その他につきましても、必要な事項は教育委員会が別に定める。実施期日につきましても、同じように19年10月1日から実施し、20年4月1日以後の入学または転入学から適用するというところでございます。

やはり同じようにA3表の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。区域外就学の承諾基準につきましても、新たな追加等は予定してございません。すべて旧来の内規基準による取り扱いと同様でございますけれども、ただ1点、(1)の転出等の理由による場合ということで、今までは例えば最終学年に在学中の児童・生徒が市外に転出後も現に通学している青梅市立学校に引き続き通学を希望し、かつ通学に支障がないと認められる場合は、承諾をしていたわけですが、そのところで最終学年以外の学年の場合は、最長、学年末までという承諾期間を設定しておりました。しかしながら、教育的配慮といたしまして、小学校5年生、あるいは中学校2年生につきましても、その学校で卒業を迎える要望も非常に強いことがございますので、最長学年末までという部分につきましても、小学校5年生と中学校2年生についても卒業まで承諾期間を広げるといった形の変更をさせていただいております。

内容については特に変更はございませんので、転出の理由で転出しても引き続き青梅市の学校に通いたいとき、それから教育的配慮で行いますのは既に区域外から就学許可を受けている兄弟姉妹の方がいる場合は兄弟と同じ学校へという部分については、従来どおり同じ理由で、この1、2、3の事由について区域外就学を認めようとするものでございます。内容的には、小学5年と

中学2年を加えたもの以上については、文言の整理だけで内容等の変更はございません。あくまでも内規でやっていたものを要綱化して、指定校変更とあわせて公表して理解を得るといった形の考えでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市立学校における区域外就学の承諾に関する取扱要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校における区域外就学の承諾に関する取扱要綱の制定については承認されました。

【委員長】 青梅市教育委員会の会議規則では、会議の時間が午前10時から午後4時までとなっております。会議の時間延長をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、このまま延長ということで会議を続けます。

4 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(指導室)

【委員長】 続きまして、協議事項4を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。

【指導室長】 協議事項の4の御説明を申し上げます前に、資料を配付させていただきたいと申します。(資料配付)

それでは、御説明申し上げます。

教員の職の分化に関する管理運営規則の一部改正について、でございます。協議資料の4をまずご覧いただきたいと思います。改正の理由が記してありますけれども、現在、大変複雑・多様化している学校教育の課題に対応するために、教職員一人一人の意欲を引き出す、資質能力の一層の向上を図る、学校をより組織的に機能させるために、校長、教諭および養護教諭の職を、職務の難易度や職責に応じて分化することに伴い、本規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしまして、大きく分けて2点、細かく分けて3点でございます。

まず第1点目は、校長職について、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、校長職に統括校長職を置くことができる。2番目に、教諭の職の分化についてですけれども、特に高度な知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。細かくいいますと、もうひとつ養護教諭という職がございますので、同様にして高度な知識または経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができるものとする。この3点が改正の内容でござ

ざいます。

それでは、内容についてもう少し詳しく御説明をさせていただきます。ただいまお配りいたしましたA3横の資料をご覧くださいませでしょうか。左、真中、右と3つの説明資料に分かれています。一番左の方から順を追って説明させていただきたいと思っております。なお、この資料につきましては、平成19年6月28日に東京都教育長から提供を受けた資料でございます。この6月28日というのは、東京都教育委員会が都立学校の管理運営規則を同様な内容に決定した日でございます。

それでは、一番左の教員の職の現状というところでございます。説明をさせていただきます。

まず、1番、教諭というところでございますけれども、現在、学校の職層は4段階となっております。校長、副校長、主幹、教諭・養護教諭がございませけれども、このうち教諭は85%を占めております。行政系の場合には、主事として採用された後、昇任選考等を受けて、より職責の重い上位の職、主任、係長、課長補佐といった昇任の仕組みがございませけれども、教員の場合にはそういった形ではなく、年功的かつ一律的に給与が上昇しているというような現状がございませ。

この困難度、責任の度合いでございますけれども、もちろん多くの教諭は学校運営に組織の一員として積極的に貢献しているわけでございます。しかしながら、やはりその中でも職務の困難度や責任の度合いについては、実際には違いが生じてきている。このような現実がございませ。

(2)校長でございませけれども、ただいま説明したのと同じように、学校におきましてはそれぞれの学校が持つ課題、それから期待されている学校像、そういったところが背景となりまして、同じ校長職にありましてはやはり学校によっては校長が担う職務の困難度や責任の度合いが違って、重くなっている学校もあるということ。これが現在の教諭、校長の職の現状ということでございませ。

その下、2番、職の分化でございませけれども、ただいま御説明いたしましたように、教諭にしても、校長にいたしましても、職務の困難度や責任の度合いに違いが生じてきている。そのことを踏まえて、職の分化を行った上で、それぞれの職に応じた適切な処遇を実現していく。そして、2つの大きな目的があるわけですが、教員一人一人の資質能力の向上を図っていく。そして、学校の組織的課題解決能力の向上を、この職の分化によって図ることにより、学校全体の教育力の向上を目指すところでございませ。

具体的には、教諭の職の中に教諭と主任教諭という職層を設置する、校長につきましては校長職の中に校長と統括校長を設置するというのが、一番下の左側に書かれているところでございませ。

それでは、主任教諭と統括校長は一体どのような役割があるのかということをお説明いたします。主任教諭の役割は大きく分けて2点ございませ。まず1点目は、教育面において、教科指導や学級担任としてある程度の年数の経験を積んで、高度な知識を持ち、非常に効果的な学習指導、

または学級担任としての学級経営を行っているということでございます。それがまず教育面に於ける期待される主任教諭の役割の1点目でございます。

2点目といたしまして、校務運営において期待されることが3点ございます。まず、主幹が兼務していない主任職をこの主任教諭が担っていくこと。2番目として、主幹を積極的に補佐していくこと。3番目として、同僚や若手教員への助言・支援などを行っていくということでございます。これにつきまして、先ほど一定の育成期間を経た後にと私も説明いたしましたし、ここに書かれてありますけれども、まだこれにつきましてははっきりとしたことは明文化されてございませんが、9年ないしは10年程度の教員としての経験を経た後に、この主任教諭になる資格が与えられるのではないかと、現在のところはいわれております。まだ決定しているところではございません。

そして、もう一つつけ加えさせていただきますと、この主任教諭というのは、主幹の補佐をする。そうしますと、どうしても校長、副校長、主幹がいて、そのトップダウンを受けてというようなイメージがございまして、そうではなくて、トップダウンも一つありますけれども、いわゆる教諭が行っている校務について、その進捗状況を聞いたり、悩みを聞いたり、いろいろ課題を聞いたり、そういったところで逆に教諭が持っているいろいろな悩みを主幹に上げていく、いわゆるボトムアップの役割もあります。ですから、トップダウンとボトムアップ、両方との双方向の円滑な情報交換、または職務の遂行ができるための、そういった職務を期待されております。

また、主任教諭と教諭の関係は、上司と部下といったものではございません。主幹につきましては、いわゆる指導監督する権限がありますけれども、この主任教諭というのはあくまでも指導・助言していく、アドバイスをしていくという立場でございまして、上司・部下という関係にはありません。

2番目の統括校長の役割でございますけれども、ここにア、イ、ウ、エと4点ございます。アでは先進的な取り組みを行っている学校、イでは困難な課題、ウでは社会の要請や動向を背景とした期待があるような学校、エでは学校規模ですとか管理の困難度が高い、こういった学校を区市町村におきまして統括校長の受け入れ校と指定し、ここに統括校長が配置されるということでございます。

ただいま申し上げましたところで、今までは4つの、校長、副校長、主幹、教諭というのがあったわけですが、この図のように6つの職層に分かれるということでございます。

右側の職の設置についての根拠法令でございますけれども、これは地教行法の23条が根拠法令となります。

2番目の都立学校の管理運営に関する、これにつきましては都立学校の改定の例でございますので、後ほど協議資料の4の方で、本市の改定案を御説明させていただきます。

最後に、今後の予定でございますけれども、8月下旬、本日お諮りをさせていただきます。また、東京都の方ではこの8月下旬、東京都の人事委員会の方に、新しい職の分化に伴うメリハリのある給与体系を構築していただきたいという要望を行う予定でございます。10月に東京都の

人事委員会からメリハリのある給与勧告の回答があり、10月から11月の2カ月間ほどで、給与の改定交渉を関係諸団体と行い、11月以降、選考が実施される予定でございます。そして、現在のところ、平成20年の4月から統括校長と主任教諭を置くことができるということが、実際に任用開始されるところでございます。

また、この主任教諭の選考方法でございますけれども、現在のところまだこれも明文化されたものはございませんけれども、私どもが把握している情報といたしましては、校長の推薦、本人の業績評価、そして面接はなくて論文になるのではないかという、まだ不確実な情報でございます。これも決定次第、御報告いたしたいと思いますが、そういったところが現在のところ、情報として入っております。

申しわけございませんが、もう一度協議資料の4にお戻りいただけますでしょうか。実際の管理運営規則の新旧対照表、A4横の表をご覧ください。

管理運営規則の第6条に、校長の職務という内容がございましたので、この第6条の2として、統括校長に関する文言が入ります。

裏面をご覧ください。6条関係の5の主幹のところですけども、今回の改定にあわせて文言を整理いたします。その下の第7条は主任教諭および主任養護教諭というところで、この第7条の4というのが、主任教諭、主任養護教諭に関しての文言の新しく挿入されるところでございます。これが挿入されたことにより、順次これまでの7条の4以下が7条の5以下という形で、数字が一つずつズレていっているところでございます。

それでは、協議事項4についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございますか。

【委員】 教諭と同様に主任養護教諭を置くとありますが、現在、養護教諭を複数配置している学校というのは、青梅市にもありますか。

【指導室長】 養護教諭の複数配置は、第二小学校と新町小学校でございます。そうした意味で、複数配置があった場合には、主任養護教諭と養護教諭の関係が非常にわかりやすいわけでございますけれども、ほとんどの学校において養護教諭は単数配置なわけでございます。そこで、主任養護教諭の役割ですが、やはり一つは養護教諭は学級担任を持ちませんし、授業も持たないというところがございますけれども、その中で全校生徒を対象とした保健指導がございますので、その保健指導に非常に高度な知識と技能を持っている者がまず主任養護教諭となるわけです。

また、分掌面に関しましては、養護教諭が所属している分掌において、主幹を補佐していく。また、その分掌に所属しているほかの教諭に対して指導・助言していく。そうしたことが主任養護教諭に求められる職務内容でございます。

【委員】 確認になりますが、現行は校長、副校長の管理職、主幹の指導監督層、それから教諭と、この4層の職層があるということですね。分化後には、この表から見ますと6層になっていきますけれども、管理職は統括校長、校長、副校長、それから主幹の指導監督層、それから養護教

諭も含めて主任教諭も一つの層。その職の階層は変わらないと、こう考えてよろしいでしょうか。

【指導室長】 おっしゃるとおりでございます。職層に関しては6つでございますけれども、職階に関しては従来と変わらず4つでございます。

【委員】 そうした場合、この6つの層の給与表、これは4層ではなく6層になる可能性が高ということですか。

【指導室長】 人事委員会の方で8月の下旬からその検討を行うわけでございますけれども、現在のところそのような形で、6層に応じたメリハリのある給与体系が構築されるのではないかと考えられます。

【委員】 主任教諭を設ける理由として幾つかありましたけれども、その一つとして職の困難さ、責任が違くと、そういうことが挙げられていました。実際に教諭が85%を占めるとおっしゃっていましたが、困難度、責任の度合いの差が実際に学校現場でおありになるのか、そういう実態が実際にあるのか、その辺のところはどうでしょうか。

【指導室長】 まず、主幹層に関してはそれなりのやはり困難な職務があるのは当然といたしまして、残りの85%がすべて同じ職責の重さかといいますと、決してそんなことはないと思います。やはり年齢や経験に応じた中でもって困難な職務を期待される場合、実際には引き受ける場合もありますし、実際にそういった期待が校長の方からあり、分掌やそれから担任の場面においてもあるという場合がありますので、残り85%すべてが一律であるということは、決してございません。

【委員】 ところが、実際の俸給を見ますと、完全なる年功序列かどうかはわかりませんが、年齢に応じていく。そうしたときに、具体的には責任に見合った処遇が、教諭の85%の中ではされていないと、私はそういうふうに理解したわけです。こうなると、困難な仕事を、教育的な情熱で当然教員は行っているだろうと思いますけれども、引き受けても引き受けなくても処遇は変わらないと。私も教員をやっていたからわかりますが、こういうような世界、そういう仕組みであると思うんですね。それは何かおかしいなという感じが、一つはしています。

【指導室長】 御指摘いただきましたとおり、例えば主幹でなくて主任の場合は、主任手当等の給与の保障がありますが、それ以外の場合、やはり困難な職を引き受けて非常に努力している教員というのはたくさんおられます。ただ、年功序列的な給与制度ですので、そういった困難な職を受けているから特に何か給料のメリハリがあるということでは、現在ございません。そういったことよりも、子どもたちのためにといて、いろいろなことを引き受けながら難しい仕事を日々努力している教員がほとんどです。そういったところを認めて、主任教諭という立場を与え、給与についてもそれに見合ったような保障をしていく。そういったことで一人一人の教員の意欲を向上させていく。今回のこの改定の一つのねらいは、そういうところにもございます。

【委員】 これは層ではないかもわかりませんが、授業力リーダーというのがおられますね。それから、スーパーティーチャーというのがおられますね。このように、一方で二本立てになっているのでしょうか。これから学校に置かれるのかもわかりませんが、それとこれとの関係がわ

からない部分がありますが、いかがですか。

【指導室長】 授業リーダーに関しましては、現在だんだんと育成が進んでいるところでございます。東京教師道場を2年間経験した後、何年間か実際のいろいろな指導・助言を与える場面があり、そして授業リーダーに指名されていくわけでございますけれども、まず授業リーダーに指名される人間は、十分この主任教諭としての力量があるというふうに考えられます。授業リーダーというのは、教科指導の場面においては非常に力のある人間が指名されるわけですので、十分主任教諭としての資質が認められると思います。

授業力スペシャリストに関しましては、各教科、全都で何人出るかというぐらいの、本当のスペシャリストの指名がされます。まだ指名されてないわけですが。これに関しましては、授業リーダーの、そのまた授業リーダーを育てていく立場にありますので、主任教諭というよりも、本当に東京都の教科指導の先進的・指導的な立場にある方がなっていくのではないかと考えられます。

【委員】 ということは、例えば主幹、副校長、校長という管理職コースではないスペシャリストということですね。管理職にはならないけれども、学校でそれなりの存在と処遇があって、これはまた別問題で、ここには入ってきていないという形で考えてよろしいですか。

あと1点。学校教育法が改正されましたね。それを見ますと、今までの職のほかに副校長、主幹、指導教諭が置かれるということが改正後に入っていますけれども、どうもこれと名前がよく似ています。よく読んでみますと、学校教育法でいう副校長と、それからここで東京都のいっている副校長とは、範ちゅうが違うような感じがします。それから主幹に関しては、それほど齟齬がないのかなという感じはしますけれども、指導教諭と主任教諭との関係がよくわからないところです。この部分について、わかれば教えてください。

【指導室長】 学校教育法の改正に伴い、指導教諭というのがこれから入ってくるわけでございますけれども、現在まだ東京都の方でこの指導教諭を東京都の教員の職のイメージに入れるとどうなるかということを検討しているところでございます。ですけれども、この指導教諭と主任教諭というのは、全く趣旨が違うものでございます。指導教諭というのは学校の指導体制強化のために設置して、特にその指導体制というのはほかの教諭の授業を見て積極的に指導・助言したり、自分が模擬授業をしていく。そういったようなスタッフ職であり、どちらかということ、主幹と同列に置かれるものでございます。しかし、主任教諭の場合には、教諭ですから、主幹の下にいるものでございますので、学校教育法でいう指導教諭と主任教諭は趣旨としては全く違うものであるととらえております。

【委員】 教員のいわゆる年功序列的な給与体系については、私みたいに民間企業にいる人間にとっては考えられないようなことなんですね。民間では、その会社に対してどういう貢献があったかによって決まりますし、最近では年俸制といいまして、ことし1年間の功績で来年度の給与を決めるというのが非常にはやってきました。そうしないと、会社もなかなかやっていけないという時代になっております。今、先生方の年功序列的な給与体系を少しずつ変えていって、

ある程度メリハリをつけた給与体系にしないと、特に若手あるいは中堅の先生方のやる気にも影響するでしょうし、こういうことを実施することによって、先生方が自己学習していくでしょうから、教員の質の向上にもつながるのかなと思ひまして、こういう制度は必要なのかなと、私は思っております。

【委員】 年功的かつ一律的という指摘が本当に強くありますけれども、なぜこれまでそうであったかということをお考えすると、やっぱり教育の成果というものを図る尺度が明確でないというか、持ちにくいというか、そのような関係から来ていると思うんです。しかしながら、保護者や一般市民の期待にこたえるという面から、管理運営面の施策を変えなくてはならないというふうになったと受けとめました。人事考課制度とあわせて職務分化を設けたことにより、メリハリのある教員の給与体系が構築できるのではないかなということだと思います。ただ、この制度が、現場の理解が十分に得られて円滑に進むことがないと、やはり今より以上に現場が混乱することになると思いますので、よく御説明をしていただいて、理解を求めていってほしいと思います。

それから、そういった人の配置に当たっては、現場の校長のかかわり、そして教育委員会の人事担当のかかわりが極めてまた重くなってくる、深くなってくるということがあると思いますので、今後よろしくお願ひいたします。

【指導室長】 御指摘ありがとうございます。

まず、私ども、この制度をお認めいただくと仮定しての話ですけれども、これを各学校に丁寧に説明をしていく必要を大変強く感じております。東京都の方からも、全教員あての説明のリーフレットが出される予定でございます。何も教諭と主任教諭がいた場合に、主任教諭にならなければ能力がない教諭だということはないわけでございます。そういったところが1点と、また若手が将来的に自分も主任教諭といった形で頑張っていこうと思ひてほしいということ。そしてまた、先ほど御指摘いただきましたけれども、その職責に応じたメリハリのある給与というのがあって、これが何もおかしなものではないんだと、そういったところで認められていくべきものなんだという理解を得ていきたい。そのために、教育委員会としても、この制度を理解していただいて、いい形で学校の本当に一人一人の資質能力の向上と組織的な動きができるための制度の改正を目指しておりますので、努力していきたいと考えております。

【委員長】 今の室長の説明で大変安心しました。学校は、子どもの教育を担うところであると考えると、学校全体が横のつながりを大事にしていかなければなりません。教員同士の横のつながりをもっと密接にしていきたいと思いますという思いがあるわけです。それを考えると、そういう横のつながりに気を配り、目を向けられるのが、この主任教諭であってほしいと思います。それには、今いろいろ取り沙汰されているような、教師としての自覚とか、そういうものを喚起し、また、喜びを味わえるようなことなんだよというような、一歩進んだ気持ちをぜひ同僚の方たちに伝えていく、そんな仕事もしていけるような方に、私はぜひ主任教諭となっていきたいと思ひています。加えて、ぜひそのような説明もしていただくとありがたいと思ひます。

【委員】 これは質問ですけれども、もし仮に青梅市の管理運営規則が現行どおりであったと仮

定した場合、他地区で統括校長、あるいは主任教諭が生まれてくると思いますが、そうした場合に、その主任教諭が青梅市内の小・中学校に異動したときに、学校においてその職務、職責を十分に果たすことができるのか、それともそもそも青梅市立の小・中学校には異動できないのか、この辺、難しいことだと思いますが、どうなるのでしょうか。

【指導室長】 管理運営規則がこのままであった場合、他地区からの統括校長、主任教諭は、本市には異動できないと考えられます。

【委員】 最後に私の意見です。今回の改正で一番議論になるところは、統括校長の部分ではなくて、やはり主任教諭というところに大きな趣旨があると思うのですね。これを例えば、主幹教諭と教諭の間にもう一つ主任教諭という新たな階層組織を設けるといってえ方をすれば、学校から、そこまでする必要はあるのかという反発が出てくると思います。ただ、都教委の説明、今の室長の説明でも、現行の主幹教諭と教諭の間に新たな主任教諭という階層組織を設けるものではないと、こう明確におっしゃっていただいたわけです。その上で、今回の改正案では、主任教諭の設置が教員の資質能力、いわゆる責任能力、業績をよりの確に適切に評価して処遇をしようとする。そのことにより一人一人の教員が自分の役割を明確にして、そのことが資質の向上につながっていくという前提で、組織改正を東京都教育委員会はしてきたと思うんですね。このような趣旨であれば、今は主幹や管理職へ手を挙げる先生が少なくなっているというのも大きな課題であります。将来、昇任、インセンティブといいますが、それが働く仕組みとしても活用することができるし、何よりも主任教諭という層が今後の人材発掘のよい機会にもなると思います。

さらに私、一番活用できるなと思っていますのは、今、大量退職時代でベテランの先生方がどんどん退職しているという事情があります。ただ、当然若い先生方への助言、ある場合には指導的役割を多くの先生がするわけですけれども、昔は相当先輩の先生にたたかれたものですが、今はなかなかそういう機会といいますが、そういう雰囲気もないので、その主任教諭の層は管理職でもありませんし、上下関係があるわけではありませんから、そういう立場で指導・助言できるというシステムが期待できるのかなと思います。

さらに、県費負担の教員ですから広域異動していますから、青梅市だけで組織が違って異動できないというのも、青梅市の学校制度上、あるいは教育行政上、課題を残す可能性があるかなと思います。

以上のことを勘案しまして、私はこの職の分化に関しまして、賛成いたします。

ただし、他の委員もおっしゃっていましたが、規則をつくったからそれでいいというわけではありませんので、この規則をどう生かしていくか、より効果があるものとしていくかが、むしろ大きな課題になって残ってしまうと。この制度の整備もまだ東京都の方で明確にできていないようですから、適時この制度の見直しも図っていかねばならないかなと。そのためには、我々は実施した場合の実態の把握を相当進めていかねばならないかなと、こういう思いがあります。

【委員長】 よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については承認されました。

協議事項は以上です。

日程第5 議案審議

議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第9号を議題といたします。

青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

【給食センター所長】 お手元に御配付させていただいております議案第9号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。

本運営審議会委員の任期は、青梅市立学校給食センター条例第3条第4項の規定により、2年間と定められております。したがって、現在の運営審議会委員につきましては、平成19年8月31日をもって任期が満了となります。つきましては、議案書の記の下の枠内に記載のとおり、引き続き青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものであります。

なお、任期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、規定にもとづきまして、平成19年9月1日から平成21年8月31日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 よろしいですね。

それでは、これより採決いたします。

議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について 原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第9号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱については原案どおり可決されました。

議案第10号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【委員長】 つきまして、議案第10号を議題といたします。

青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

【中央図書館管理課長】 議案第10号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

本案は、本年9月30日をもって委員全員の任期が満了になりますので、新たに委嘱しようと

するものでございます。

青梅市図書館条例第8条の規定によりまして、青梅市図書館運営協議会委員は、学校長の職にある者が1人、社会教育団体の関係者が2人、社会教育委員が1人、市民センター運営委員会委員が1人、知識経験者2人の7人をもって組織することになっております。

今回の委員につきましては、7名全員、再任ということで、引き続き委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、平成19年10月1日から平成21年9月30日まででございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

議案第10号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第10号、青梅市図書館運営協議会委員の委嘱については原案どおり可決されました。

議案第11号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

【委員長】 次に、先ほど協議事項4 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について が承認されましたので、この承認を受け、議案1件が追加されることとさせていただきます。

つきましては、本日の日程に議案第11号を追加し、議題とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第11号を追加し、議題といたします。

(追加議案を配付)

【委員長】 議案第11号を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明願います。

【指導室長】 議案第11号の説明をさせていただきます。

複雑・多様化する学校教育の課題に対応するため、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていくことを目的として、校長、教諭および養護教諭の職を、職務の難易度や職責に応じて分化することに伴い、本規則の一部を改正しようとするものでございます。

2枚目の実際の規則の改正内容につきましては、先ほど協議事項の4で御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

議案第11号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第11号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり可決されました。

その他

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 委員方のお手元に、教育改革関連3法の資料を御配付させていただいております。3法の改正の概要版と、それから都の教育長からの通知文、3法の改正の文部事務次官からの通知についてお配りさせていただいております。2法についてはお目通しをいただきたいと思いますが、この中で「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の改正につきましては、教育委員会に非常に大きな影響を与える部分でありますので、失礼ですが、かいつまんで若干触れさせていただきたいと思います。

今回の改正におきまして、まず教育委員の責任体制の明確化ということで、地方教育行政の基本理念というものが明記されました。また、合議制の教育委員会の中で、教育長に委任のできない事務について、法律の中で明記をされております。それが、この概要版で申し上げれば、2番目の丸のところの基本的な方針の策定、教育委員会規則の制定・改廃等、6番まで記載がございますけれども、この部分につきまして改めて法律の中で規定がされたところでございます。

それから、新たに教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価ということで、教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行い、その結果について議会に公表するということが定められております。

また、(2)の教育委員会の体制の充実というところでございますけれども、そちらの方では指導主事の設置の努力義務化がされたり、教育委員会の責務を明確化して、国や都道府県が教育委員の研修等を進めることというようなことが表記されております。

また、(3)におきまして、教育における地方分権の推進の中では、教育委員の数の弾力化ということで、条例で定めることによって6人以上の委員を選定できるということ。それから、教育委員への保護者の選任が義務化されたということ。それから、スポーツおよび文化に関する事務の所掌の弾力化ということで、条例の定めるところによりまして、地方公共団体の長がスポーツに関すること、あるいは文化に関することについて、いずれかまたはすべてを管理および執行することができるという形で、文化・スポーツの事務を市長が担当できるような表記がなされる

ことになりました。

また、教育における国の責任の果たし方という部分では、文部科学大臣は是正・改善の指示、あるいは地方自治法の是正の要求を行うことができるということが、改めて組織および運営に関する法律の改正の中で定められたところでございますので、非常に大きな改正が行われたということ。

情報提供については失礼でございますけれども、一応参考までに資料を配付させていただきましたので、お目通しいただきたいと思っております。

【委員長】 総務課長から説明があったように、特に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」については、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実について触れられております。

今後の青梅市教育委員会の運営方法等について、後日、機会を設けて、教育委員の皆さんで協議・検討していきたいと思っております。

【委員長】 それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について御説明申し上げます。

まず、次回教育委員会定例会につきましても、議会の関係もございまして、10月4日(木)を予定してございます。次々回につきましても、11月8日(木) いずれも1時半から、会場はこの会議室を予定してございます。

その他の行事といたしまして、8月25日(土)でございますけれども、青梅子どもサマーコンサートを市民会館で開催を予定してございます。御案内はもう差し上げているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから10月8日(月)体育の日でございますが、スポーツ・レクリエーションフェスティバルも予定されております。これも御案内は差し上げていると思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

午後5時閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員